

# 第167期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2023年6月27日（火曜日） 午前10時

## 場所

札幌市中央区北1条西6丁目3番1号  
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「鳳凰」

## 目次

第167期定時株主総会招集ご通知	2	第167期事業報告	26
議決権の行使等についてのご案内	4	計算書類	65
書面による議決権行使のご案内	5	連結計算書類	67
インターネット等による議決権行使のご案内	6	監査報告書	69
<b>株主総会参考書類</b>		株主総会会場のご案内	
[会社提案]			
第1号議案 剰余金の配当の件	7		
第2号議案 取締役10名選任の件	8		
[株主提案]			
第3号議案 取締役1名選任の件	22		
第4号議案 自己株式の取得の件	24		



## 株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

足元の国内経済は、新型コロナウイルス感染症5類移行による行動制限の緩和やインバウンドの回復による人流増加など、経済社会活動の正常化に向けた動きが景気の下支えとなる一方で、米中欧などの海外景気の減速、物価上昇や資源高騰の影響など、不透明感の強い状況となっています。

このような経営環境の中で、北洋銀行グループは、本年度から中期経営計画『新たな成長へのチャレンジ』をスタートさせました。

労働生産性の減少や人口の流出、地域の衰退など、何もしなければ縮小していく北海道のマーケットにおいて、道内企業や個人のお客さま、地域社会のサステナビリティの実現をサポートすることが当行グループの使命と考え、新たな計画では「成長」と「環境・社会」をキーワードに、環境・社会への貢献投資と経済的価値向上を両立し、お客さま、地域と共に北海道の持続可能な成長を目指してまいります。

本年1月にTSUBASA基幹系システム共同化が完了しました。昨年末と本年三が日のATM・ネット取引の休止や、直後の店頭・ATMの混雑では、ご不便・ご迷惑をおかけしましたことにお詫び申し上げますとともに、ご理解とご協力に感謝いたします。

システム共同化により長期安定稼働に資するシステムの構築が可能となりましたが、全てその先には株主の皆さまをはじめ、お客さまがいらっしゃいます。お客さまのニーズや課題解決に応え、感謝と信頼を積み重ね続けていくことにより地域経済の発展に貢献し、当行グループの企業価値向上にもつなげてまいります。株主の皆さまにおかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



取締役頭取 安田 光春

2023年6月

### 経営理念

お客さま本位を徹底し、  
多様な課題の解決に取り組み、  
北海道の明日をきりひらく

### 行動規範

- ① コンプライアンス・社会的責任を常に意識し、誠実に向き合う
- ② お客さまからの「ありがとう」を追求する
- ③ 職員一人ひとりを尊重し、チームワークを最大化する
- ④ 変化を恐れず、自ら考え挑戦する

株主各位

証券コード 8524  
(発送日) 2023年6月5日  
(電子提供措置の開始日) 2023年5月29日  
札幌市中央区大通西三丁目7番地  
**株式会社北洋銀行**  
取締役頭取 安田光春

## 第167期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第167期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイト等に掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト

<https://www.hokuyobank.co.jp/ir/shareholder/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「北洋銀行」または「コード」に当行証券コード「8524」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8524/tei/ji/>



株主の皆さまにおかれましては、開催時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2023年6月26日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使につきましては、4頁の「議決権の行使等についてのご案内」、5頁の「書面による議決権行使のご案内」および6頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬具

## 記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北1条西6丁目3番1号  
ホテル札幌ガーデンパレス 2階 「鳳凰」
3. 目的事項  
報告事項 1. 第167期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容  
および計算書類の内容報告の件  
2. 第167期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結計算書類の  
内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項 ≪会社提案（第1号議案から第2号議案まで）≫  
第1号議案 剰余金の配当の件  
第2号議案 取締役10名選任の件  
≪株主提案（第3号議案から第4号議案まで）≫  
第3号議案 取締役1名選任の件  
第4号議案 自己株式の取得の件

#### 4. 議決権の行使等についてのご案内（4頁から6頁もご参照ください）

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 書面とインターネット等で重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネット等で複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- (4) 議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知ください。
- (5) 代理人によるご出席の場合は、議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人は本総会において議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。

◎書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令および当行定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保する体制」② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類および連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当行ウェブサイトおよび東証ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイトに修正後の内容を掲載いたします。

以 上

## 議決権の行使等についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月27日(火曜日)  
午前10時 受付開始: 午前9時



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。詳細につきましては5頁をご参照ください。

行使期限

2023年6月26日(月曜日)  
午後5時到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

インターネット等で所定の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては6頁をご参照ください。

行使期限

2023年6月26日(月曜日)  
午後5時まで

## 株主総会運営等についてのご案内

- 当日は、軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願いいたします。
- 会社法に定める株主総会資料(招集ご通知)の書面交付請求手続きを行うことができなかった株主さまで、同資料を書面で希望される株主さまにつきましては、次のウェブサイトよりお申し込みいただくことで、今回に限り書面で受け取ることが可能です(日本国内に限ります)。

受付期間 : 2023年6月5日~2023年6月15日

受付サイト : <https://shomen.sokai.jp/8524/2023/10/>



なお、次回も書面での送付を希望される株主さまにつきましては、証券口座を開設されている証券会社または株主名簿管理人へお問い合わせいただき、会社法に定める書面交付請求に関するお手続きを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

- 本株主総会の運営において大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当行ウェブサイト(<https://www.hokuyobank.co.jp/>)にてお知らせいたします。

## 書面による議決権行使のご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。同封の個人情報保護シールをご利用いただくことができます。なお、各議案について賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

### 議決権行使書用紙イメージ

**議決権行使書** 株主番号 \_\_\_\_\_ 議決権行使個数 \_\_\_\_\_ 個

株式会社北洋銀行 御中

私は、2023年6月27日開催の発行第167期定時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

2023年6月 日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
会社提案	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○

※(ご注意) 当行取締役会は、「株主提案」に反対しております。当行取締役会の意見に賛成の場合は「賛」の欄に、○印をご表示ください。株主提案に賛成の場合は「賛」、○印をご表示ください。

お願い

- 株主總會にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月26日午後5時までに到着するようにご返送ください。
- 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主總會参考資料」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトアクセスし2023年6月26日午後5時までに投票ください。この場合、議決権行使書を送送される必要はございません。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

株式会社北洋銀行

第3号議案および第4号議案は1名の株主さまからの株主提案となります。当行取締役会はこれらの議案に**反対**しております。

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合：「賛」の欄に○印 反対の場合：「否」の欄に○印

会社提案・当行取締役会の意見に**ご賛同いただける**場合は、**右図**のようにご記入ください。

会社提案		株主提案	
第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
賛成の場合 「賛」の欄に ○印	反対の場合 「否」の欄に ○印	賛成の場合 「賛」の欄に ○印	賛成の場合 「賛」の欄に ○印
		反対の場合 「否」の欄に ○印	反対の場合 「否」の欄に ○印
		一部の候補者に反対の場合 「賛」の欄に○印をし、右欄に反対の候補者の番号をご記入ください。	

株主提案	
第3号議案	第4号議案
賛成の場合 「賛」の欄に ○印	賛成の場合 「賛」の欄に ○印
反対の場合 「否」の欄に ○印	反対の場合 「否」の欄に ○印
当行取締役会は、本議案に反対しております。	

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
会社提案	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



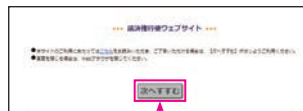
「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、QRコードを再度読み取っていただき、右記の方法で再度議決権行使をお願いいたします。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

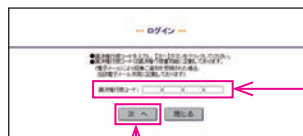
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

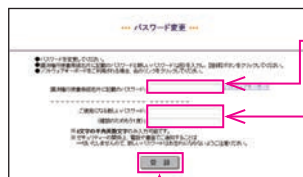
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
0120-768-524  
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

≪会社提案（第1号議案から第2号議案まで）≫

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当行は、銀行業の公共性に鑑み、経営の健全性確保の観点から、自己資本比率の動向・業績の動向・経営環境の変化などに留意しつつ、安定的な配当を含めた業績連動配当制度や自己株式の取得などにより、株主の皆さまへ総合的な利益還元を行うことを基本方針としております。

2023年3月期につきましては、この方針の下、期末の剰余金の配当を次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
普通株式 1株につき金 5.0円 総額 1,930,541,560円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
普通株式 2023年6月28日

この結果、中間配当金（普通株式1株につき5.0円）を加えました当期の年間配当金は普通株式1株につき10.0円となり、2022年5月13日に公表した配当予想どおりとなります。

<ご参考> 当行の総合的な株主還元施策

#### 【普通配当金】

安定的な配当実施の観点から、1株当たり年10円とする予定といたします。

#### 【業績連動配当金】

業績に連動する部分として、通期の親会社株主に帰属する当期純利益が150億円を上回る場合に、その超過額の30%を目処にお支払いする予定といたします。

#### 【自己株式の取得】

年間の配当額と自己株式の取得額の総額が、親会社株主に帰属する当期純利益の40%を目処とした額となるよう、定時株主総会に付議する期末配当額を取締役会で決議した後に、自己株式を取得する予定といたします。なお、年間の配当額が親会社株主に帰属する当期純利益の40%を上回る場合には、自己株式の取得は行わない予定といたします。



## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬等経営諮問委員会の協議を経て、取締役会において決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当行における地位	候補者属性	担当
1	やすだみつはる 安田光春	取締役頭取 (代表取締役)	再任	グループ会社統括 秘書室、リスク管理部 担当
2	ながのみのる 長野実	取締役副頭取 (代表取締役)	再任	デジタル・マーケティング部 法務コンプライアンス部、公務金融部 担当
3	ますだひとし 増田仁志	専務取締役	再任	本店営業部本店長委嘱
4	やまだあきら 山田明	取締役	再任	法人推進部、ソリューション部（同部長委嘱）、地域産業支援部、国際部、融資部 担当
5	つやまひろのぶ 津山博恒	常務執行役員	新任	帯広中央支店長兼帯広西支店長兼帯広南支店長委嘱
6	よねたかずし 米田和志	常務執行役員	新任	函館中央支店長兼末広町支店長委嘱
7	にしとなおき 西田直樹	社外取締役	再任 社外 独立	—
8	たにぐちまさこ 谷口雅子	社外取締役	再任 社外 独立	—
9	こうべとしあき 神戸俊昭	社外取締役	新任 社外 独立	—
10	たはらさくよ 田原咲世	社外取締役	新任 社外 独立	—

(注) 田原咲世氏の戸籍上の氏名は、池田咲世であります。

候補者番号

1

やすだ みつはる

安田 光春

(1959年10月5日生)

再任



所有する当行の株式数

107,100株

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

取締役在任年数

9年

略歴、当行における地位

- 1983年4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行） 入行
- 2004年4月 同 経営管理部企画課長
- 2005年4月 同 宮の沢支店長
- 2007年8月 同 人事部調査役（石屋製菓(株)出向）
- 2009年4月 同 融資第一部副部長
- 2011年6月 同 融資第一部担当部長兼与信企画室長
- 2013年6月 同 執行役員融資第一部長
- 2014年6月 同 取締役経営企画部長
- 2016年6月 同 常務取締役
- 2018年4月 同 取締役頭取（現任）

重要な兼職の状況

北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役

取締役候補者とした理由

宮の沢支店長、融資第一部長、経営企画部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2016年6月から常務取締役として、法人推進本部長、営業戦略部、フィナンシャル部門の担当役員を務めたのち、2018年4月から頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

ながの　　みのる

長野

実

(1959年11月16日生)

再任



所有する当行の株式数

90,500株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

取締役在任年数

9年

略歴、当行における地位

- 1982年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
- 1998年11月 当行入行
- 2005年6月 同 経営管理部企画課長
- 2009年4月 同 経営管理部副部長兼企画第一課長
- 2009年6月 同 経営管理部長
- 2011年1月 同 経営管理部長兼企画第二課長
- 2011年6月 同 執行役員営業推進統括部長
- 2012年6月 同 執行役員旭川中央支店長
- 2014年6月 同 取締役旭川中央支店長
- 2015年4月 同 取締役本店営業部本店長
- 2016年6月 同 常務取締役本店営業部本店長
- 2017年6月 同 常務取締役
- 2019年6月 同 取締役副頭取 (現任)

重要な兼職の状況

北海電気工事株式会社 社外取締役 中道リース株式会社 社外監査役

取締役候補者とした理由

営業推進統括部長、旭川中央支店長、本店営業部本店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2016年6月から常務取締役、2019年6月から副頭取として、リテール事業本部長を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

3

ますだ ひとし

増田 仁志

(1964年10月30日生)

再任



所有する当行の株式数

21,800株

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

取締役在任年数

2年

略歴、当行における地位

- 1987年4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行） 入行
- 2009年3月 苗穂支店長
- 2010年10月 同 人事部調査役（株式会社札幌北洋ホールディングス出向）
- 2011年6月 同 リテール部ローン課長
- 2014年6月 同 ローン推進部副部長兼コンシューマーファイナンス推進課長
- 2015年4月 同 豊平支店長
- 2017年4月 同 執行役員苫小牧中央支店長
- 2019年4月 同 常務執行役員帯広中央支店長
- 2020年6月 同 常務執行役員帯広中央支店長兼帯広南支店長
- 2021年3月 同 常務執行役員帯広中央支店長兼帯広西支店長兼帯広南支店長
- 2021年6月 同 常務取締役本店営業部本店長
- 2022年6月 同 専務取締役本店営業部本店長（現任）

取締役候補者とした理由

ローン推進部副部長、豊平支店長、苫小牧中央支店長、帯広中央支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2022年6月から専務取締役として、本店営業部本店長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。お客さまに寄り添いながら、当行の将来像を見据えた新たな発想の下、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

やま だ あきら

山田 明

(1966年7月2日生)

再任



所有する当行の株式数

8,200株

取締役会への出席状況

11回/11回 (100%)

取締役在任年数

1年

略歴、当行における地位

- 1990年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
- 1998年11月 当行入行
- 2011年6月 同 沼ノ端支店長
- 2012年10月 同 融資第一部審査役
- 2013年11月 同 融資第一部経営改善支援室長
- 2016年10月 同 融資第一部副部長
- 2017年4月 同 融資第一部担当部長
- 2019年4月 同 執行役員本店営業部副本店長
- 2020年3月 同 執行役員本店営業部副本店長兼法人営業部長
- 2020年4月 同 常務執行役員函館中央支店長兼末広町支店長
- 2022年4月 同 常務執行役員法人推進部長兼ソリューション部長
- 2022年6月 同 取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

融資第一部担当部長、本店営業部副本店長、函館中央支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。現在、取締役として、法人推進部長ならびにソリューション部長を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしております。当行の将来像を見据えた新たな発想の下、引き続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

5

つ や ま ひ る の ぶ  
津山 博恒 (1968年2月17日生)

新任



所有する当行の株式数

9,800株

略歴、当行における地位

- 1991年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
- 1998年11月 当行入行
- 2012年10月 同 経営企画部管理役
- 2014年6月 同 新川中央支店長
- 2016年4月 同 経営企画部経営企画課長
- 2017年4月 同 経営企画部副部長
- 2018年4月 同 経営企画部担当部長
- 2019年4月 同 執行役員経営企画部長
- 2020年4月 同 執行役員本店営業部副本店長
- 2021年6月 同 常務執行役員帯広中央支店長兼帯広西支店長兼帯広南支店長（現任）

取締役候補者とした理由

経営企画部長、本店営業部副本店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。現在、常務執行役員として、帯広中央支店長兼帯広西支店長兼帯広南支店長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。当行の将来像を見据えた新たな発想の下、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

6

よね た かず し  
米田 和志 (1965年3月27日生)

新任



所有する当行の株式数

13,200株

#### 略歴、当行における地位

- 1989年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
- 1998年11月 当行入行
- 2017年4月 同 市場営業部副部長
- 2018年4月 同 ソリューション部担当部長
- 2018年7月 同 ソリューション部担当部長兼国際事業支援室長
- 2019年4月 同 ソリューション部長
- 2020年6月 同 執行役員ソリューション部長
- 2021年6月 同 常務執行役員ソリューション部長兼法人推進部長
- 2022年4月 同 常務執行役員函館中央支店長兼末広町支店長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

ソリューション部長、法人推進部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。現在、常務執行役員として、函館中央支店長兼末広町支店長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。当行の将来像を見据えた新たな発想の下、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

7

にした なおき  
西田 直樹

(1959年4月21日生)

再任 社外 独立



所有する当行の株式数

－株

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

取締役在任年数

3年

#### 略歴、当行における地位

- 1982年4月 大蔵省東海財務局入局
- 2001年7月 金融庁監督局総務課協同組織金融調整官
- 2003年7月 同 監督局総務課監督企画官
- 2006年7月 同 監督局総務課信用機構対応室長
- 2008年7月 同 監督局銀行第二課長
- 2012年7月 同 監督局総務課長
- 2014年7月 同 総務企画局審議官
- 2018年7月 財務省北陸財務局長 (2019年7月退任)
- 2020年6月 当行社外取締役 (現任)
- 2022年6月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構社外取締役 (現任)

#### 重要な兼職の状況

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 社外取締役

#### 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

金融庁で協同組織金融調整官や銀行第二課長、総務企画局審議官などを歴任し、地域密着型金融の取組みや地域金融機関の経営戦略に精通しております。経済環境の変化が激しさを増す中、金融行政における豊富な経験と専門的知見を活かし、当行および地域の持続的成長に向け、引続き取締役会等において当行の将来像についての議論や経営の監督への貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。



候補者番号

8

たにぐち

まさこ

谷口

雅子

(1960年12月11日生)

再任

社外

独立



所有する当行の株式数

7,700株

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

取締役在任年数

3年

略歴、当行における地位

- 1990年10月 中央新光監査法人入所
- 1994年 3月 公認会計士登録
- 2007年 8月 新日本有限責任監査法人入所
- 2010年 7月 札幌国税不服審判所国税審判官
- 2013年 7月 谷口雅子公認会計士事務所開設 (現任)
- 2013年 8月 税理士登録
- 2013年12月 監査法人銀河入所
- 2016年 4月 北見工業大学監事
- 2016年 4月 札幌市立大学監事 (現任)
- 2017年 8月 監査法人銀河代表社員 (現任)
- 2020年 6月 当行社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

監査法人銀河 代表社員

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士・税理士の業務に長年従事しており、財務・会計に関する専門的知見を有しております。その豊富な経験と知見を活かし、引続き取締役会等において財務リスクや企業会計の観点からの経営への積極的な提言や、健全性確保に向けた議論、経営の監督への貢献を期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

9

こうべ としあき  
神戸 俊昭

(1964年1月9日生)

新任 社外 独立



所有する当行の株式数

－株

#### 略歴、当行における地位

- 1988年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
- 1997年12月 同 退職
- 2002年10月 弁護士登録
- 2006年10月 神戸法律事務所開設
- 2009年1月 弁護士法人神戸法律事務所開設
- 2014年10月 弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所に名称変更 代表社員（現任）
- 2018年6月 日本グランデ株式会社社外取締役（現任）

#### 重要な兼職の状況

弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所 代表社員、日本グランデ株式会社 社外取締役  
取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として第一線で活躍しており、法務に関し豊富な経験と専門的知見を有しております。当行はコンプライアンス経営を最優先に取り組んでおり、取締役会等において法務リスク、コンプライアンスに加え企業法務実務を通じた経営への積極的な提言や建設的な議論、経営の監督への貢献を期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

10

たはら さくよ  
田原 咲世

(1968年6月21日生)

新任 社外 独立



略歴、当行における地位

- 1994年4月 旧労働省入省
- 1998年4月 厚生労働省北海道労働局女性労働者福祉専門官
- 2006年4月 同 職業安定部需給調整指導官
- 2008年4月 社会保険労務士登録 北桜労働法務事務所開設（現任）
- 2012年8月 北広島市都市計画審議会委員

所有する当行の株式数

－株

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

社会保険労務士の業務に長年従事しており、企業の労働環境や人事制度に関する専門的知見を有しております。当行は人的資本経営に取り組んでおり、その豊富な経験と知見を活かし、取締役会等において人材育成やダイバーシティへの取組みにおける積極的な提言や人財戦略の議論を通じ、経営の監督への貢献を期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。

(注) 田原咲世氏の戸籍上の氏名は、池田咲世であります。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、現在、特別の利害関係はありません。
2. 西田直樹氏ならびに谷口雅子氏と当行との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当行は両氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、神戸俊昭氏ならびに田原咲世氏の選任が承認された場合には、当行は両氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。
- 責任限定契約の概要は以下のとおりであります。
- ・社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は、次回保険期間満了時においても更新を予定しております。
- 役員等賠償責任保険契約の概要は以下のとおりであります。
- ・保険料は全額当行が負担しております。
  - ・当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社がてん補するものであり、1年毎に契約を更新しております。
  - ・当該保険契約においては、てん補する額の限度額および一定の免責金額等を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
4. 社外取締役候補者に関する会社法施行規則第74条第4項に定める事項
- ① 西田直樹氏、谷口雅子氏、神戸俊昭氏ならびに田原咲世氏は、社外取締役候補者であります。
  - ② 西田直樹氏、谷口雅子氏、神戸俊昭氏ならびに田原咲世氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、「取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
  - ③ 西田直樹氏ならびに谷口雅子氏は、証券取引所の独立性基準に関して当行が定める具体的判断基準（次頁に掲載、以下「独立性判断基準」といいます。）に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、両氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定しておりますが、両氏の再任が承認された場合、指定を継続する予定であります。
- また、神戸俊昭氏ならびに田原咲世氏も、独立性判断基準に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、両氏の選任が承認された場合には、両氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定する予定であります。
- なお、当行は谷口雅子氏が代表社員を務める監査法人銀河と通常の営業取引がありますが、当行の独立性判断基準に定める「主要な取引先」（直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先等）等に該当するものではなく、同氏の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。
- ④ 西田直樹氏および谷口雅子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。

## <ご参考> 独立性判断基準

当行では、社外取締役または社外監査役（以下、併せて社外役員という。）が現在または過去1年以内において以下の要件のいずれにも該当しない場合に、当該社外役員は独立性を有すると判断する。

1. 当行を主要な取引先（※1）とする者、またはその業務執行者（業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、または使用人をいう。以下同じ）
2. 当行の主要な取引先（※1）、またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に、多額（※2）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4. 当行の主要株主（※3）、またはその業務執行者
5. 当行が多額（※2）の寄付を行っている先、またはその業務執行者
6. 次に掲げるいずれかの者（重要（※4）な者に限る。）の近親者（※5）
  - (1) 上記1～5に該当する者
  - (2) 当行またはその子会社の業務執行者
  - (3) 当行またはその子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役の独立性を判断する場合に限る。）

※1. 「主要な取引先」の定義（以下のいずれかに該当する先）

- a. 直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先（但し、地方公共団体を除く。）
- b. 当行が当該取引先の最上位の借入先であり、かつ当行以外の金融機関からの調達が困難であると考えられる先

※2. 「多額」の定義

過去3年平均で、年間10百万円以上

※3. 「主要株主」の定義

当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する株主

※4. 「重要」である者の例

- ・会社の役員・部長クラスの者
- ・上記3.の会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者

※5. 「近親者」の定義

配偶者または二親等以内の親族

<ご参考>

取締役会・監査役会スキルマトリックス（第167期定時株主総会后予定）

氏名・職位			経験と専門性									
			企業経営 組織運営	サステナ ビリティ	地域金融	人事・ ダイバー シティ	融資審査	市場運用	デジタル 戦略・ システム	財務会計	リスクマ ネジメン ト	法律・ コンプラ イアンス
取 締 役 会	安田 光春	取締役頭取 (代表取締役)	○	○	○	○	○	○		○	○	○
	長野 実	取締役副頭取 (代表取締役)	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	増田 仁志	専務取締役	○		○		○					
	津山 博恒	常務取締役		○	○					○		
	山田 明	取締役	○		○		○					
	米田 和志	取締役			○			○				
	西田 直樹	社外取締役	○	○	○							
	谷口 雅子	社外取締役	○			○				○		
	神戸 俊昭	社外取締役	○									○
	田原 咲世	社外取締役				○						
監 査 役 会	押野 均	常勤監査役				○	○				○	○
	竹内 巖	常勤監査役	○	○	○		○					
	窪田 毅	常勤監査役 (社外)	○		○	○					○	○
	和田 健夫	監査役 (社外)	○							○		○
	石井 吉春	監査役 (社外)	○		○		○					

(注) 上記一覧表は各取締役ならびに監査役が有する全ての経験・専門性を表すものではありません。

## ≪株主提案（第3号議案から第4号議案まで）≫

第3号議案から第4号議案までは、株主1名（議決権個数300個）からのご提案によるものであります。

各議案の内容および理由につきましては、写真の掲載を省略したことや一部の表記を除き、提案株主から提出された株主提案書の原文のまま掲載しております。

当行取締役会としては、後述のとおり、いずれの株主提案についても反対いたします。

### 株主提案

#### 第3号議案 取締役1名選任の件

##### 議案の要領

前田朋己（まえだ ともき）を取締役として選任する。

前田 朋己（1980年4月30日生）

<会社注記：提案株主同意の上、候補者写真の掲載を省略しております。>

##### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2003年 3月	立命館大学政策科学部卒業
2003年 4月	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社入社
2006年11月	メディスンプラス株式会社社外取締役
2008年 9月	SBIインベストメント株式会社入社
2011年 4月	兵庫県議会議員4期（現任）
2018年10月	合同会社カタリスト代表社員（現任）

##### 提案の趣旨：

候補者は、ベンチャーキャピタリストとして多くのベンチャー投資、個人投資家として20年の経験を有し、複数の株主提案を行うなど投資家として豊富な知見を有しています。また、県議会議員として12年以上の行政監視、社外取締役の経験からガバナンスに対する多様な見識を有しています。

社外取締役は形式要件だけ備えても意味はありません。会社提案ではなく、株主提案による社外取締役がコーポレートガバナンス強化には必要です。また、投資家視点を持った取締役が時価総額向上には必要です。株価の長期下落を許容し、低い総還元性向を維持する現取締役会に不足しているのは株主の代弁者です。株主提案で投資家を社外取締役にするボード3.0の実現で時価総額向上と現取締役陣には株主から選任されている自覚と行動、そしてTSR向上を期待し、提案します。

### <第3号議案に対する取締役会の意見>

当行取締役会としては、以下の理由により、「本議案に反対」いたします。

当行は、会社提案の取締役選任議案（第2号議案）において候補者10名の選任を上程しております。第2号議案が承認可決された本株主総会後の取締役会の体制は、社内取締役6名、社外取締役4名であり、コーポレートガバナンス・コードで求められている社外取締役比率は基準を充足しております。また、当該社外取締役候補者4名は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の基準を満たしております。そのため、客観性、公平性が担保されており、引続きコーポレートガバナンスの機能強化を図る体制を構築できるものと考えております。

社内取締役の候補者は、当行業務に精通し、経験に基づく高い経営能力を有しております。また、社外取締役候補者は、組織運営、地域金融、財務・会計、法律、人事・労務など当行の経営に資する専門性の高い知見を有しております。当行の取締役会は、経営の実効性および適正性が十分に機能するバランスの取れた体制であり、当行グループの中長期的な企業価値の向上を図るため、監督機能のみならず、実務的にも各々の能力を存分に発揮できる体制であると考えております。

くわえて、従来から実施している投資家向け説明会等による意見・要望を取締役会にて十分議論したうえ、経営にさらに反映すべく努めています。

これらのことから、当行といたしましては、会社提案の取締役選任議案に基づく取締役会の体制が、当行グループの持続的成長のみならず、地域社会への貢献のために必要かつ最適であるとと考えております。

したがいまして、当行取締役会は、前田朋己氏を取締役に選任する必要はないと判断し、本議案に反対いたします。なお、任意で設置している委員の過半数が独立社外役員で構成する指名・報酬等経営諮問委員会における協議においても本株主提案に反対の意見が答申されております。



## 株主提案

### 第4号議案 自己株式の取得の件

#### 議案の要領：

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から180日以内に、当社普通株式を株式総数11百万株、取得価格の総額金30億円（ただし、会社法により許容される取得価格の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

#### 提案の趣旨：

本案は近視眼的な株主還元ではなく、低い市場評価を活かし、低コストで一株利益を向上させ、一気に時価総額を向上させるチャンスと捉えた、攻めの自社株買いです。

東証フォローアップ会議はPBR1倍以下の企業に改善計画を要請しています。

時価総額1000億円以上でPBR0.5倍未満は7%しか無い中で、当社はPBR0.26倍と著しく低く、長年株価は右肩下がりです。

市場平均より低いPER・PBRの当社に必要なのは計画ではなく、異次元の自社株買い。2019期17億円、2022期8億円の自社株買いをしています。圧倒的に不足しています。今期は総還元性向100%超を許容し、60億円を実行すべきです。本来は取締役会が機動的・自律的に意思決定すべきと考えるので、半額を提案します。

今後は総還元性向を55%へ引き上げ、自社株買いの配分強化、株主価値の最大化、効率的なTSR（株主総利回り）の拡大を求めます。

#### <第4号議案に対する取締役会の意見>

当行取締役会としては、以下の理由により、「本議案に反対」いたします。

当行は、株主の皆さまへの利益還元を企業価値の向上とともに当行の重要な責務と認識しており、普通配当に加え業績連動配当の導入により株主の皆さまへの利益還元に取り組んでおります。

本年4月に公表した新中期経営計画では、最終年度となる2025年度において業績連動配当を行える利益目標を掲げ、グループ会社を含む全役職員が一丸となり計画達成に取り組んでまいります。

また、年間の配当額と自己株式の取得額の総額が、親会社株主に帰属する当期純利益の40%を目処とした額となるよう、定時株主総会に付議する期末配当額を取締役会で決議した後、自己株式を取得する方針としております。

一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響や国際情勢等の変化に伴う経済環境の急激な変動が発生した際に、地域金融機関としてお客さまに安定した資金供給を行うことも責務であると捉えており、資本の充実も重要であることから、資本の効率的な活用を意識しながら健全性の確保、将来に向けた成長への投資、株主還元の充実などをバランス良く実現できるよう取り組んでまいります。

したがいまして、当行取締役会としては、提案株主の求める自己株式の取得を行う必要はないと判断し、本議案に反対いたします。

以上

## 1 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### <主要な事業内容>

当行は、本店ほか支店、出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務、クレジットカード業務、投資信託・保険商品の販売業務等を営んでおり、地域経済の活性化に貢献すべく、多様な金融商品・サービスを提供しております。

#### <金融経済環境>

当連結会計年度におけるわが国の経済は、ウィズコロナに向けての各種政策の効果もあり緩やかに持ち直しています。個人消費は、実質の雇用者所得は弱含みではあるものの、国内外の行動制限緩和による旅行・宿泊などのサービス消費の回復や供給制約を受けていた耐久財の消費が底堅く推移し緩やかに持ち直しています。設備投資は、資材価格上昇の影響を受けながらも緩やかに回復しています。輸出は、アジア向けが減少するなど弱含んでいます。

物価は、伸び率は鈍化しているものの、輸入物価上昇により国内企業物価、消費者物価ともに上昇しています。金融面では、無担保コールレートはマイナス金利で推移しています。新発10年物国債利回りは0.5%程度で推移しています。対ドル円相場は、世界的な金融引き締めを背景に一時150円台まで円安が進みましたが、年度末にかけては130円台前半で推移しました。

次に北海道経済をみますと、一部に弱さが残るものの緩やかに持ち直しています。住宅投資は価格高騰の影響を受けて減少しています。公共投資は高い水準ながら弱めの動きとなっています。設備投資は、持ち直しの動きとなっています。個人消費は、持ち直しています。観光関連は、来道者数やインバウンドの回復とともに持ち直しの動きとなっています。雇用情勢は持ち直しています。

#### <事業の経過及び成果>

このような経済環境の中、当行の社会的責務は、北海道の持続可能な未来のために貢献することであると考えております。お客さま本位を徹底し、お客さま・地域の多様化するニーズや課題に対し、金融仲介機能の発揮はもとより、グループの総力を結集した多彩なサービス・ソリューションの提供に努め、結果として当行グループの企業価値の向上につながるよう、様々な営業施策に取り組んでまいりました。その結果、次のような営業成績となりました。

## ① 主要勘定残高

2023年3月末の貸出金は7兆7,625億円と前年比3,420億円増加（4.6%）、預金・譲渡性預金は11兆192億円と前年比3,379億円増加（3.1%）いたしました。その他、主要勘定の残高は下表のとおりであります。

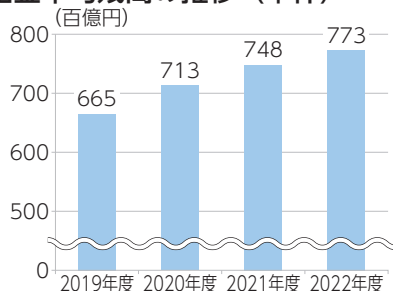
主要勘定残高（単体）

（単位：億円）

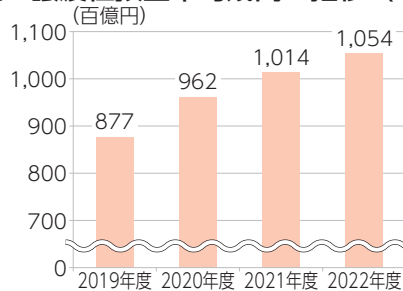
	2022年3月末	2023年3月末	増減
総資産	135,118	124,859	△10,258
貸出金	74,205	77,625	3,420
有価証券	14,847	15,894	1,046
預金・譲渡性預金	106,813	110,192	3,379
純資産	4,036	3,913	△123

## ご参考

### ■貸出金平均残高の推移（単体）



### ■預金・譲渡性預金平均残高の推移（単体）



## ② 損益の状況

当事業年度の決算につきましては、経常収益は1,031億円と前年比22億円の増加となりました。このうち資金運用収益は、有価証券利息配当金の増加を主因に714億円と前年比12億円増加したものの、役務取引等収益は為替手数料や預り資産手数料の減少などにより240億円と前年比8億円減少となりました。

経常費用は、852億円と前年比23億円増加となりました。このうち営業経費はTSUBASA基幹系システム共同化に伴う業務委託費の増加や税金の増加を主因に638億円と前年比31億円増加となり、貸倒引当金繰入額につきましては、46億円と前年比15億円増加となりました。

この結果、当事業年度の経常利益は178億円と前年比で微減、当期純利益は105億円と前年比5億円の減益となりました。

### 損益の状況（単体）

（単位：億円）

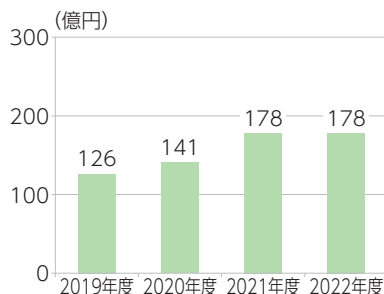
	2021年度	2022年度	増 減
経常収益	1,008	1,031	22
うち 資金運用収益	702	714	12
うち 役務取引等収益	248	240	△8
うち 有価証券売却益（注1）	14	38	23
うち 貸倒引当金戻入益	—	—	—
経常費用	829	852	23
うち 資金調達費用	8	15	7
うち 役務取引等費用	127	126	△0
うち 営業経費	606	638	31
うち 有価証券売却損・償却（注2）	44	13	△30
うち 貸倒引当金繰入額	31	46	15
経常利益	178	178	△0
当期純利益	110	105	△5

（注）1. 株式等売却益＋債券売却益・償還益

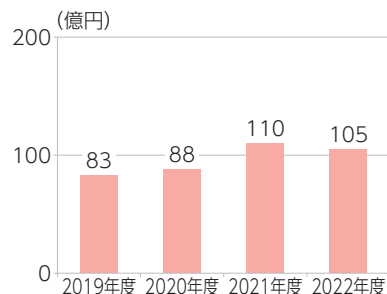
2. 株式等売却損・償却＋債券売却損・償還損・償却

### ご参考

#### ■経常利益の推移（単体）



#### ■当期純利益の推移（単体）



### ③ 自己資本比率、ROE

2023年3月末の自己資本比率（国内基準）は、11.48%と前年比0.69ポイント低下したものの、引続き十分な健全性を確保しております。

ROE（当期純利益ベース）は、当期純利益が前年比5億円減少したことなどから、2.64%と前年比0.04ポイント減少いたしました。

自己資本比率、ROE（単体）

	2022年3月末	2023年3月末	増 減
自己資本比率（国内基準）	12.17%	11.48%	△0.69%
ROE（当期純利益ベース）	2.68%	2.64%	△0.04%

(注) 1. 自己資本比率は、「基礎的内部格付手法（FIRB）」により算出しております。

$$2. \text{ROE（当期純利益ベース）} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{前期末純資産}^* + \text{当期末純資産}^*) \div 2} \times 100 \quad \text{※ 新株予約権を除く}$$

### ④ 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権

2023年3月末の銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたお取引先に対しご融資の条件変更等を積極的に行ったことから、前年比68億円増加し、与信額に占める割合も前年比0.04ポイント上昇いたしました。

銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権残高（単体） （単位：億円）

	2022年3月末	2023年3月末	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	292	346	53
危険債権	353	330	△23
要管理債権	140	178	37
三月以上延滞債権	3	5	2
貸出条件緩和債権	137	172	35
合 計	786	855	68
（与信額に占める割合）	(1.03%)	(1.07%)	(0.04%)

(注) 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和2年1月24日 内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

### ⑤ 有価証券の評価損益

2023年3月末の有価証券の評価損益は、541億円の評価益と前年比261億円減少いたしました。

有価証券の評価損益（単体）

（単位：億円）

	2022年3月末	2023年3月末	増 減
そ の 他 有 価 証 券	802	541	△261
株 式	930	877	△52
債 券	△103	△280	△176
そ の 他	△23	△55	△32
日 経 平 均 株 価 (円)	27,821.43	28,041.48	220.05
長 期 国 債 利 回 (%)	0.210	0.320	0.110

### ⑥ 連結決算の概要

当連結会計年度の連結決算につきましては、当行グループの中核である北洋銀行の損益状況を主因として、以下のとおりとなりました。

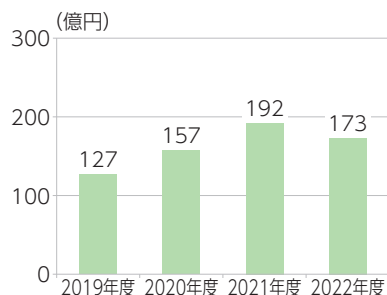
連結経常収益は、1,267億円と前年比22億円増加いたしました。連結経常費用は1,094億円と前年比42億円増加いたしました。

この結果、連結経常利益は173億円と前年比19億円減少し、親会社株主に帰属する当期純利益も96億円と前年比21億円減少いたしました。

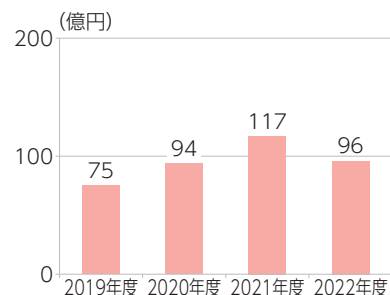
また、連結自己資本比率（国内基準）は、11.78%となりました。

#### ご参考

#### ■経常利益の推移（連結）



#### ■親会社株主に帰属する当期純利益の推移（連結）



## ⑦ 営業施策

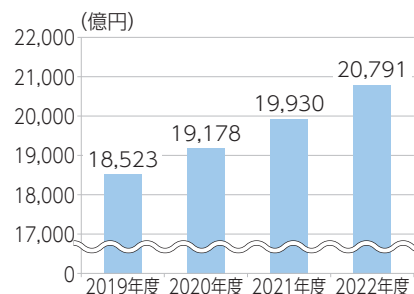
当行は、経営理念に掲げている「お客さま本位を徹底」した、深度あるコンサルティング営業を中心に、お客さま・地域の多様化するニーズや課題に沿った最適なサービスやソリューションの提供を通じて、多様な課題の解決に積極的に取り組んでおります。

### 【個人のお客さまに向けた取組み】

北洋銀行本体では、若年層や資産形成層を中心にNISAやiDeCoといった定時定額積立型投資のご提案のほか、InstagramなどのSNS、Web広告を通じたプロモーションの展開、金融リテラシー向上に役立つ情報を発信しております。また、「北洋証券」との連携を強化し、お客さまの高度化・多様化する資産運用ニーズにお応えしております。個人ローンでは、廃棄物が少なく環境保全の観点から需要が高まっているリノベーション住宅に対応したリノベーション一体型ローンや、脱炭素の取組みに資する資金に限定した「ゼロカーボン応援プラン」のマイカーローン・リフォームローンの取扱いを開始するなど、ローンを通じた環境保全の課題解決に積極的に取り組んでおります。

### ご参考

■ 個人貸出金平均残高の推移

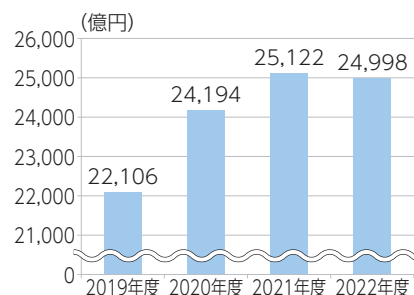


### 【法人のお客さまに向けた取組み】

本支店と法人コンサルティング業務全般を担う「北海道共創パートナーズ」等グループ会社との連携を強化したほか、従来実施してきた事業性理解の取組みを更に深度あるものとし、お客さまの経営課題と多様化するニーズにタイムリーに対応しております。また、北海道の基幹産業である「食」と「観光」に関連した商談会や、道内ものづくり企業のビジネス拡大・受注機会の増大を目的とした受発注商談会などの本業支援にも取り組んでおります。

### ご参考

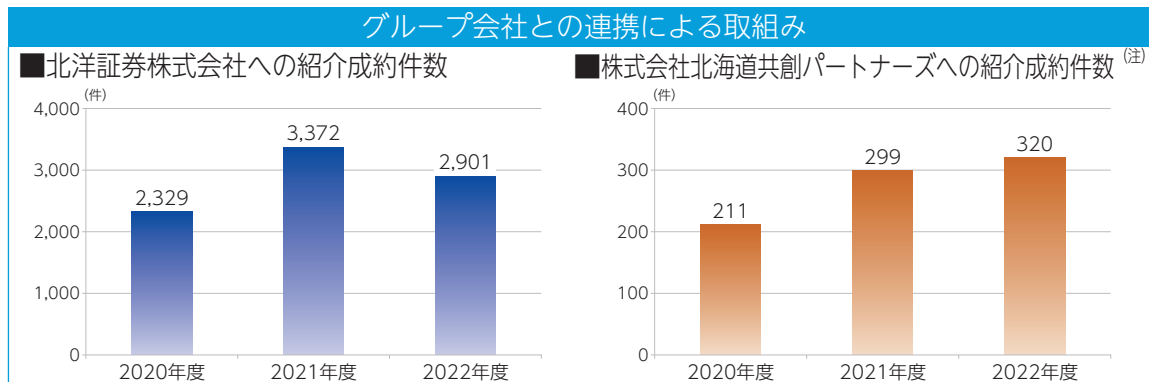
■ 道内法人貸出金平均残高の推移





道内事業者数が減少していく中で、未開拓の分野を切り開き、雇用とイノベーションを社会にもたらすスタートアップは北海道の成長のドライバーであり、その成長を支援していくことは地域金融機関の役割の一つと考え、2018年6月より開始している「北洋SDGs推進ファンド」、同後継ファンドである「北洋SDGs推進2号ファンド」による出資を通じたスタートアップ支援にも取り組んでおります。

**ご参考**



(注) M&A受託件数、人材紹介成約件数、コンサルティング成約件数の合計

**【地域の活性化に向けた取組み】**

道内の地方公共団体や信用金庫・信用組合も含めた金融機関・大学など、産学官金の連携を拡充させながら、地域の優位性や資源を活かした産業の振興、革新的な新事業の創出など、地方の意欲的な取組みを支援しております。

包括連携協定締結先である道内大学を対象とした「道内大学ブランド食品フェア」を開催したほか、道内企業と大学教職員の交流会を開催し、人材不足で悩んでいる道内企業の新卒者採用支援にも取り組むなど、産学金の連携を強化しております。また、北広島市とは地方創生に関する包括連携協定に基づく取組みの一環として、旧店舗施設を北広島市に賃貸し、同市が実施する放課後等の児童生徒の居場所づくりや子育てサークル等の活動に協力するなど、官民連携による地方創生への取組みも進めております。

## 〔その他の取組み〕

地銀最大の規模となる「TSUBASAアライアンス<sup>(注)</sup>」による協業を強化しており、スケールメリットを活かした金融サービスの向上や、新ビジネスの創出、業務共同化による効率化を進めております。2022年度はアライアンスの目的のひとつである地域の持続的な成長を実現するため、ダイバーシティ&インクルージョンに対する取組方針をまとめた「TSUBASAダイバーシティ&インクルージョン宣言」を共同で制定し、本宣言に基づく連携施策として、女性の幹部候補育成を目的とした「TSUBASAクロスメンター制度」を創設しております。また、2023年1月にはTSUBASA基幹系システム共同化が完了し、事務効率化の更なる実現やシステムコストの削減、長期安定稼働に資するシステムの構築が可能となりました。

引き続き連携の幅を拡大させ、経営統合に匹敵する効果を追求してまいります。



(注)TSUBASAアライアンス：2023年3月末現在、千葉銀行、第四北越銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、武蔵野銀行、滋賀銀行、琉球銀行、群馬銀行および当行の10行が参加する地銀広域連携の枠組みです。

## ⑧ サステナビリティへの取組み

当行グループでは、「サステナビリティ方針」のもと、「ESG<sup>(注)</sup>取組方針」「SDGs<sup>(注)</sup>に係る重点取組テーマ」および「環境・社会に配慮した投融資方針（2022年12月制定）」を掲げ、様々な活動に取り組んでおります。また、本年4月に当行の子会社5社がSDGs宣言を制定し、既に制定していた当行と子会社1社を含め、グループ全社で持続可能な社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

(注) ESG：環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字をとったもので、企業の持続的成長にはESG課題への取組みが不可欠であるとの考え方が世界的に広がっています。

SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で2015年の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための2016年から2030年までの国際目標です。

### 【サステナビリティ方針】

北洋銀行グループは「経営理念」と「行動規範」に基づく企業活動を通じて、当行グループを支えていただいている全てのステークホルダーと地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、当行グループの中長期的な企業価値の向上と持続的経営の実現に努めます。

#### ■ ESG取組方針

##### 1.環境方針

美しく豊かな自然環境を維持し次世代へ継承していくことは、我々の責務であり、持続可能な地域社会の実現に不可欠であるとの認識のもと、事業活動を通じて環境負荷低減に貢献するとともに、生物多様性保全など地域が抱える環境課題の解決に取り組んでまいります。

##### 2.社会貢献方針

当行は、地域金融機関として北海道経済の持続的成長に寄与することを責務と考え、金融仲介機能の円滑な発揮や多様なソリューションの提供に努めるとともに、様々なステークホルダー（利害関係者）が抱える社会的課題の解決に取り組んでまいります。

##### 3.ガバナンス方針

様々なステークホルダーと確固たる信頼関係を構築し、より実効的なコーポレートガバナンスを追求していくため、独立社外役員の活用等による公正性・透明性の向上、ならびにコンプライアンス態勢のさらなる強化に取り組んでまいります。

## ■ SDGsに係る重点取組テーマ

(対応するSDGs目標)

### 1. お客さまとの共通価値の創造

事業性理解に基づく融資や各種ファンドの活用による金融仲介機能の円滑な発揮、地方創生や起業・創業・販路拡大・事業承継等、お客さまのニーズに応じた多様なソリューションの提供、ならびにそれらを活用した、地域の強みである食・観光分野および課題であるモノづくりへの支援を通じて、お客さまとの共通価値を創造し、北海道経済の持続的成長に貢献してまいります。



事業性理解を通じお客さまと経営課題を共有したうえで、その解決に向け融資や各種ファンドによる資金面のご支援はもとより外部専門機関も活用するなど、金融・非金融の両面から支援しております。

2022年4月より取扱いを開始した「SDGsコンサルティング」では、お客さまの経営理念やビジョン、事業内容とSDGsの関連性を踏まえ、重要課題の特定と目標・KPI、取組内容をまとめた事業計画書の策定等を支援し、対外的なコミットメントとなる「サステナビリティ経営方針」の策定についても支援します。

また、同年9月より、ほくようサステナブルローンの商品ラインナップに「ソーシャルローン(以下Sol)」「サステナビリティローン(以下「SuL」)、「ポジティブインパクトファイナンス(以下「PIF」)を追加しました。Solは、資金用途を「社会課題解決に資するプロジェクト」に限定する商品、SuLは資金用途を「環境改善効果のあるプロジェクト且つ社会課題解決に資するプロジェクト」に限定する商品です。PIFは、企業活動が環境・社会・経済にもたらすインパクトを包括的に分析・評価し、ネガティブインパクトの緩和とポジティブインパクトの拡大について目標を設定し、その実現に向けた継続的な対話や支援を重視することでSDGs達成に貢献していく商品です。

道内経済の活性化および道内企業の成長・発展のため、「北洋SDGs推進2号ファンド」を通じた出資による支援も行っています。本ファンドは、SDGsのコンセプトに合致する北海道内の企業を対象に「北洋SDGs推進ファンド」の後継ファンドとして、2022年6月に設立しました。

引き続き、ほくようサステナブルローンや北洋SDGs推進2号ファンド等を通じ、北海道を営業基盤とする金融機関として、環境・社会面に前向きに取り組むお客さまを支援し、お客さまの企業価値向上をサポートしてまいります。

## ■ SDGsに係る重点取組テーマ

(対応するSDGs目標)

### 2. 環境保全

省エネルギー等への全行的取組みによる自行の環境負荷低減、多様な金融商品を活用した環境配慮型企业・環境成長分野へのサポート、ならびに北海道の生物多様性保全に取り組む個人・団体への助成等により、北海道の自然環境の維持・保全に貢献してまいります。



当行は、持続可能な地域社会・環境の実現に対する社会的な意識の高まりを受け、2021年5月にサステナビリティ方針を策定するとともに「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)」提言への賛同を表明しました。今後も提言に沿った態勢整備を進め、当行グループを支えていただいている全てのステークホルダーと地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、当行グループの中長期的な企業価値の向上と持続的経営の実現に努めてまいります。



(注) Task Force on Climate-related Financial Disclosuresの略。2015年12月に金融安定理事会 (FSB) により設立された、気候変動リスク・機会の情報開示を推奨する国際的な支援組織。

### ガバナンス

頭取を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、気候変動をはじめとする環境問題への対応等について協議を行います。推進状況は取締役会へ報告し、取締役会による監督が適切に図られるよう体制を整備しております。

### 戦略

機会	お客様の脱炭素社会への移行を支援するファイナンス(サステナビリティ・リンク・ローン、グリーンローン等)やソリューション(SDGsコンサルティング等)の提供を通じて、金融・非金融の両面から、低炭素・脱炭素社会の実現に貢献してまいります。
----	---

リスク	気候変動に伴うリスクとして移行リスクと物理的リスクを以下の通り認識しており、引き続きTCFD提言が推奨するシナリオを活用した分析を実施し、各リスクの定量的な評価を進めてまいります。
-----	--

移行リスク	法規制リスク	炭素税等、CO <sub>2</sub> 排出に関する規制強化等 (中期～長期)
	技術リスク	既存製品の低炭素技術への入替に係る投資の失敗等 (中期～長期)
	市場リスク	消費者行動の変化、原材料コストの上昇等 (中期～長期)
	評判リスク	特定セクターへの非難等 (短期)
物理的リスク	急性リスク	洪水等の増加、異常気象の深刻化 (短期～長期)
	慢性リスク	平均気温の上昇、海面上昇 (長期)

## 炭素関連資産

「エネルギーおよびユーティリティー<sup>(注1)</sup>」セクターの当行貸出金等に占める割合は1.0%です。なお、2021年TCFD改訂付属書に基づく炭素関連資産<sup>(注2)</sup>の割合は12.0%です。

- (注) 1.石油精製・石油製品製造、ガス、石炭製品、大手電力会社等。水道事業者、再生可能エネルギー発電事業者は除きます。  
2.「エネルギーおよびユーティリティー」セクターに「運輸」「素材・建築物」「農業・食料・林産物」セクターが追加されました。

## シナリオ分析

TCFD提言では、気候変動のリスクに対する戦略のレジリエンスを示すために複数のシナリオに基づいた分析の実施を推奨しており、当行では移行リスクと物理的リスクについてシナリオ分析を実施しています。シナリオ分析結果を当行のリスク低減やお客さまの脱炭素社会への移行に向けた対話の強化や支援につなげていくため、引き続き分析手法の高度化に取り組んでまいります。

## 『移行リスク』

移行リスクについては、脱炭素社会への移行に伴うマクロ経済環境の変化によるお客さまの財務悪化を通じた信用コストへの影響を分析対象とし、TCFD提言等を参考に移行リスクが高いと考えられるセクターとして「エネルギー」「ユーティリティー」を特定し、分析を実施します。

分析にあたっては、NGFS<sup>(注)</sup>が公表する「秩序ある2050年脱炭素」「無秩序な移行」の各シナリオで想定する経済指標（実質GDP・長期金利・インフレ率等）からお客さまの将来にわたるデフォルト率の変化を予想し、信用コストへの影響を推計します。

リスク事象	脱炭素社会への移行によるマクロ経済環境の変化を通じてお客さまの財務が悪化する ことに伴う当行の信用コストへの影響
分析対象	「エネルギー」および「ユーティリティー」セクター
シナリオ	NGFS <sup>(注)</sup> による「秩序ある2050年脱炭素」「無秩序な移行」シナリオ 2050年の脱炭素に向けて円滑に移行するケースと、2030年以降に脱炭素化が急速に 進むケースの2通りで分析を実施
分析結果	2050年までの信用コスト増加額：累計で95～150億円程度

(注) 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク

## 『物理的リスク』

物理的リスクについては、洪水等の増加による担保物件の毀損並びにお客さまの事業停滞に伴う業績悪化を通じた信用コストへの影響を分析対象とします。

分析にあたっては、洪水ハザードマップ等のデータを活用し、洪水により一定水準の浸水被害が発生した場合の担保物件毎の毀損額並びにお客さまの事業停滞による業績への影響を推計します。

そのうえで、担保物件の毀損に伴う非保全与信額の増加並びにお客さまの業績悪化に伴う債務者格付の変化を踏まえた信用コスト増加額を推計します。

リスク事象	洪水等の増加による当行不動産担保の毀損やお客さまの事業停滞に伴う業績悪化
分析対象	道内事業性貸出先
シナリオ	IPCC <sup>(注)</sup> 第5次報告書におけるRCP2.6 (2℃シナリオ) およびRCP8.5 (4℃シナリオ)
分析結果	2050年までの信用コスト増加額：最大で55億円程度

(注) 気候変動に関する政府間パネル

## リスク管理

当行は、気候変動に伴うリスクが将来的に当行の事業活動や財務内容に影響を及ぼす可能性があることを認識しています。引き続き、当該リスクを分析・評価・把握し、統合的リスク管理の枠組みの中で管理する体制の構築を進めてまいります。

## 指標と目標

TCFD提言では、環境課題の解決に資する定量目標の開示が求められています。当行は、CO<sub>2</sub>排出量を2030年度までに2013年度比50%削減し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指してまいります。また、環境関連投融資の累計実行額目標を2022年7月に以下の通り設定・開示しました。2021年度から2022年度までの環境関連投融資累計実行額は934億円となっています。

項 目	内 容
環境関連投融資累計実行額目標	5,000億円
期 間	10年間 (2021年度～2030年度)
投融資対象	環境保全や気候変動対応など環境課題の解決に資する投融資

北海道の生物多様性保全を目的として2010年に「ほっくー基金」を設立し、道内の希少種保護や生息環境整備などに取り組む様々な団体を助成金により幅広く支援しています。基金設立以来、7,990万円（延べ145先）を助成しました。

[写真] 2022年度ほっくー基金助成先 特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネットワーク（豊富町）サロベツ湿原ペンケ沼等におけるガンカモ類調査と保全活動



2023年度からスマートフォンアプリ「ほくようスマート通帳」による通帳デジタル化に伴う紙通帳の印刷コスト相当額と、ほくーの「LINEスタンプ」の販売収益を「ほくー基金」の主な拠出原資としています。今後も、お客さまのニーズや社会情勢等を見極めながら北海道の生物多様性保全に貢献してまいります。

また、環境課題への取組みの一環として、花川北支店が道内金融機関では初となる改修工事による「ZEB Ready(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・レディ)」の認証を受けるなど温室効果ガスの削減に取り組むとともに、環境に配慮した取組みを行う企業をサポートする

「SDGs (エコ) 私募債」や地域ESG融資促進利子補給制度を取り扱っております。

(注) : ZEBは、Net Zero Energy Buildingの略語。ZEBは、再生可能エネルギーの導入や、一次エネルギー消費量の削減などの基準により、4つに分類されています。【ZEB Ready】は、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から、50%以上の一次エネルギー消費量削減が認定基準となっています。

## ■ SDGsに係る重点取組テーマ

(対応するSDGs目標)

### 3. 医療福祉

少子高齢化の先進地域である北海道の実情を踏まえ、医療・福祉機関への経営面のサポートや道内医療大学との連携、ならびに障がい者支援等により医療福祉の充実に貢献してまいります。



地域医療支援の取組みとして、地元大学との連携による道民医療講座WEBセミナー(YouTube配信)の開催や行員による企業団体献血への協力を推奨しております。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の最前線でご尽力いただいている道内医療従事者を支援するSDGs (医療応援) 私募債を取り扱っております。2022年度は「エールを北の医療へ! (注)」を通じて156万円の寄付金を贈呈し、医療用資機材の整備等に活用されております。

(注) 道内医療従事者に対する寄付金を募集する北海道の取組み

## ■ SDGsに係る重点取組テーマ

(対応するSDGs目標)

### 4. 教育文化

貯蓄・投資を通じた安定的資産形成に資する金融リテラシーの向上を見据えた金融経済教育の推進、ならびに幅広い質の高い教育文化の振興に取り組んでまいります。



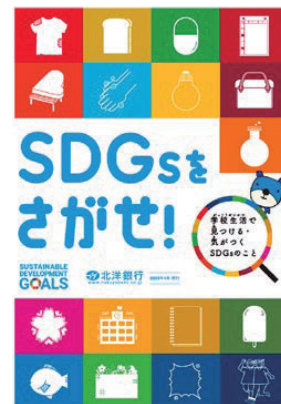


北海道の未来を担う子どもたちへの教育活動を、地域に根差した金融機関として重要な取組みと位置づけ、金融教育や育成支援に力を入れております。その一環として、2021年10月より、発行金額の一部について小学生向けのSDGs教育教材制作等に充当するSDGs（教育）私募債の取り扱いを開始しております。

2022年度は楽しみながらSDGsについて学ぶことのできる「SDGsをさがせ!」を制作し、北海道教育委員会にもご協力をいただきながら、SDGsの普及促進に取り組んでおります。

また、昨年4月に成年年齢が18歳に引き下げられたことや高校の学習指導要領に「資産形成」が加わったことなど、金融教育に対する地域金融機関の役割が一層高まっていると捉え、2022年4月より、従来の金融教育をより充実させるべく「ほくよう金融教室」プロジェクトを開始しました。

本プロジェクトでは、対象者<sup>(注)</sup>1万人を初年度目標として掲げ、主に道内大学生向け講義、新学習指導要領への対応が求められている高校教員向けのセミナー、PTA向けセミナー、小・中・高生向けの出前授業などに取り組んでおります。



小学生向けSDGs教育教材

「SDGsをさがせ!」

2022年度「ほくよう金融教室」対象者数 実績	延べ 10,207人
-------------------------	------------

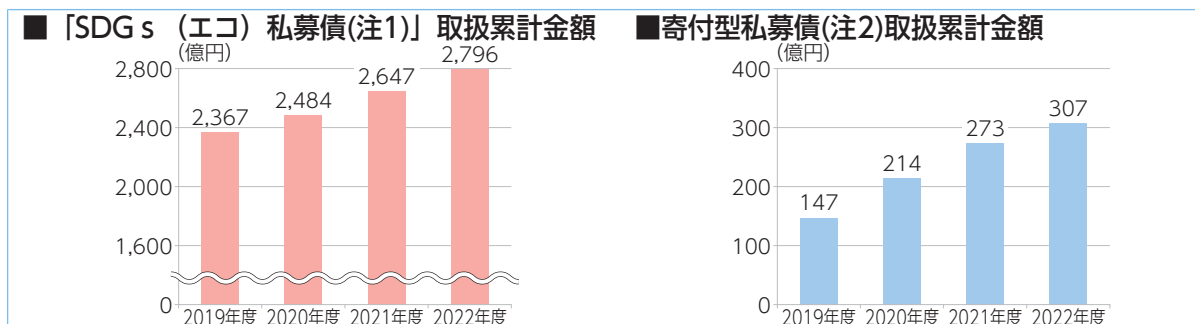
(注) 対象者には、セミナーにご参加いただいた教員が担当する生徒の皆さま等も含まれます。

次世代育成支援の取組みとして、中学生作文コンクールに2013年度より協賛しています。北海道の未来を担う中学生が日常の多彩な経験を活かし、自らの考えを発信していく有意義な取組みと考えております。2022年度のテーマは「未来を共に生きる」とし、家族や仲間など身近なことや自然環境、世界平和、互いの個性や違いを認め合う「多様性」など、中学生の皆さんが共に大切にしていきたいことについて考えていただき、9,000点を超える応募がありました。

パラスポーツ支援の取組みとして、「SDGs（パラスポーツ応援）私募債」を取り扱っております。お客さまが私募債を発行される際に、発行金額の0.2%相当額を当行が「ほくく一障がい者スポーツ基金」へ拠出し、道内のパラスポーツに取り組む選手や団体等へ寄付するものです。2022年度は、5先へ総額220万円の寄付金を贈呈いたしました。

芸術・文化の取組みとして、2012年から札幌交響楽団によるクラシックコンサートを道内各地で開催しております。フルオーケストラによる公演のほか、アンサンブルによるミニコンサートも実施しており、道民の皆さまに本格的なクラシック音楽をお楽しみいただいております。これまでに延べ約35,170名のお客さまをご招待しております。

## ご参考



(注)1.SDGs (エコ) 私募債：2010年度 (取扱開始) からの取扱累計額

2.寄付型私募債：①SDGs (パラスポーツ応援) 私募債 (2016年度～) ②SDGs (医療応援) 私募債 (2020年度～)

③SDGs (教育) 私募債 (2021年10月～) の合計取扱累計額

## SDGsに係る重点取組テーマ

### 5. ダイバーシティ

ワークライフバランスの充実などにより、女性・シニア・外国人・障がい者を含む全ての人が能力を最大限発揮できる多様な働き方を提供し、職員一人ひとりが働きがいを感じられる組織づくりに取り組んでまいります。

(対応するSDGs目標)



## 人的資本経営に関する取組

人財への投資により、その価値を最大限に引き出すことが、中長期的な企業価値の向上につながると捉え、経営戦略に則り、「必要な業務」に「必要な人財」を適切に配置できるよう、高度人財の育成に取り組むとともに、従業員が安心して働ける環境や従業員の多様性を認め、尊重する環境の構築に取り組んでおります。

### 【人財の育成】

タレントマネジメントシステムを活用したスキルチェック等により、現在の人財のスキルレベル (質) と配置状況 (量) を把握し、必要な人財の計画的育成に取り組んでおります。

お客さま本位を徹底し、お客さまのニーズに応え続けていくため、実践的なコンサルティング力強化研修や、専門性の高い外部講師による研修のほか、公募による外部出向など、業務スキルの向上を図っております。

また、北洋証券 (証券業務) や北海道共創パートナーズ (コンサルティング業務) などグループ一体で、お客さまへのより良い提案や、研修・人事交流などを通じた職員の専門的能力向上に取り組んでおります。

## 【職員エンゲージメントの向上】

仕事と生活の両立を支援するため、コース転換制度や勤務地変更制度、育児・介護リキャリアプラン、半日有給休暇制度、育児休暇制度などのワークライフバランス関連制度を充実させております。

上司部下の相互理解や信頼関係の構築のため、1on1ミーティングや役職員・職場のトピックスを紹介する行内SNSの積極利用など、行内のコミュニケーションの充実を図っております。また、ダイバーシティ（多様性を認め尊重する取組み）の強化のため、人事部内の「ダイバーシティ推進室」が中心となって、各施策を実施しております。

「夫婦帯同転勤制度」「勤務地変更制度」「育児休暇制度」など、ダイバーシティ推進の取組みとして、働きがいのある職場づくりのためにワークライフバランスの実現に取り組んでおります。また、職員の4割を占める女性職員のキャリアアップやライフプランについての個別相談やキャリア形成支援を目的とした研修を実施し、上位職への登用を進めております。これらの実績が評価され、「子育てサポート企業（プラチナくるみん）」（2018年）や、女性活躍支援法に基づく「えるぼし」3段階目（2016年）の認定を受けております。

2022年12月に北洋銀行グループとしての健康経営に対する考え方や取組姿勢を北洋銀行グループ「健康経営宣言」として明文化し、公表しました。また、健康経営の推進体制を一層強化すべく健康経営責任者（頭取）、健康経営推進責任者（人事担当役員）を新たに選任するとともに、当行の健康経営の取組みである「職場」「からだ」「こころ」各々の健康づくりに対する施策・効果を「健康経営戦略マップ」として「見える化」しました。2023年3月には「健康経営優良法人（大規模法人部門）」に6年連続認定されております。



## ■ 環境・社会に配慮した投融資方針

2022年12月に、「環境・社会に配慮した投融資方針」を制定いたしました。本方針は、環境・社会に対して「ポジティブな影響を与えると考えられる事業」と「ネガティブな影響を与えると考えられる事業」を区分し、前者を積極的に取り組み、後者を慎重な対応とする当行の投融資姿勢を示すものです。

当行が定めるSDGsに係る重点取組テーマは、環境・社会にポジティブな影響を与えるものとし、北海道経済の成長、発展に結びつくよう積極的に投融資してまいります。また、石炭火力発電・石炭採掘事業・森林伐採事業・パーム油農園開発事業などは、環境・社会にネガティブな影響を与えるものとし、慎重に判断するとしています。ただし、脱炭素社会実現に向けた移行期間（トランジション期間）の対応等については、積極的に投融資してまいります。

## 環境・社会に配慮した投融資方針

北洋銀行グループは、「環境保全・社会貢献等に資する事業」と「北海道経済の成長・発展」を同時に実現するための投融資を積極的に推進します。

### 1. 環境・社会にポジティブな影響を与えると考えられる事業に対する取組方針

以下に例示する事業等に対しては、北海道経済の成長・発展に結びつくよう積極的に投融資してまいります。

- ・環境保全や気候変動対応など環境課題の解決に資する事業
- ・地域経済の持続的発展に資する事業（起業・創業・イノベーション創出・事業承継等）
- ・医療・福祉・教育・ダイバーシティの充実

### 2. 環境・社会にネガティブな影響を与えると考えられる事業に対する取組方針

以下に例示するような環境・社会に負の影響がある特定の事業への投融資については慎重に判断します。ただし、脱炭素社会実現に向けた移行期間（トランジション期間）の対応等については、積極的に投融資してまいります。

#### [石炭火力発電・石炭採掘事業]

新規の石炭火力発電所・炭鉱採掘を資金使途とする投融資は、原則として行いません。ただし、脱炭素社会実現に向けた移行期間（トランジション期間）における投融資については、発電効率の高度化や当地の安定的な電力供給などの観点から個別にその必要性を十分に検討したうえで投融資判断を行います。

#### [森林伐採事業・パーム油農園開発事業]

環境アセスメントの確認等が必要な森林伐採事業への投融資は、地域社会への影響について注意を払い、その必要性を十分に検討したうえで投融資判断を行います。また、パーム油農園開発事業への投融資は、国際的に認められている認証の取得状況などを考慮し、慎重に投融資判断を行います。

#### [非人道兵器製造事業]

クラスター弾や核兵器、生物・化学兵器、対人地雷などの非人道性を踏まえ、これらの製造事業に対する投融資は行いません。

### ■北洋銀行グループSDGs宣言

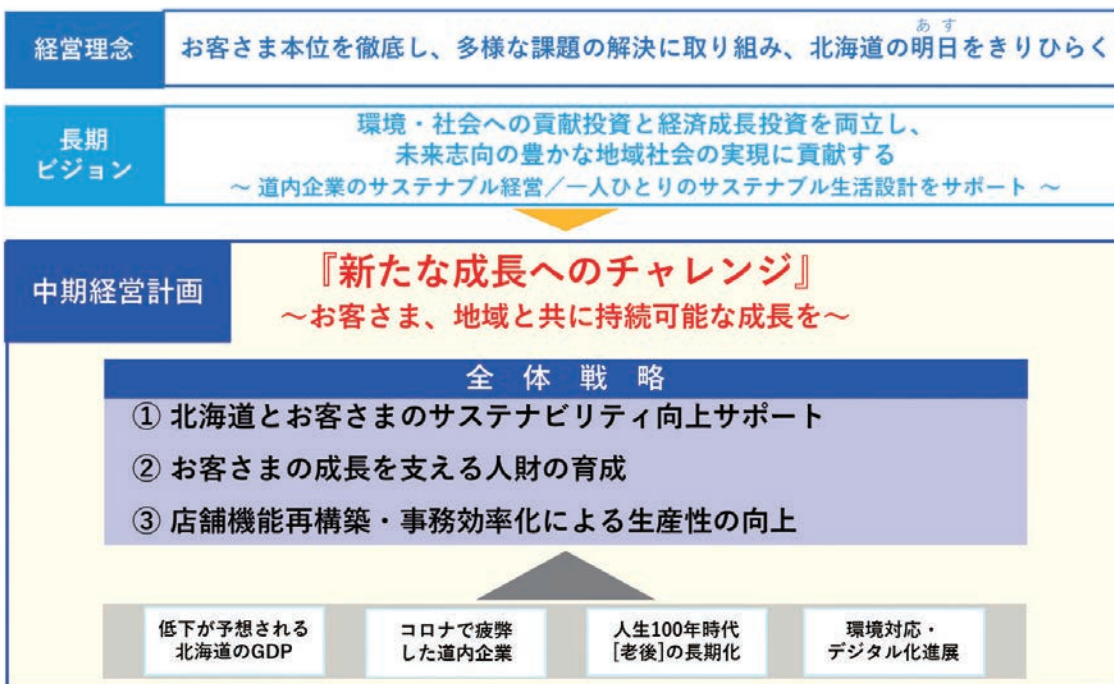
当行グループは、2023年4月にグループ全社のSDGs宣言を制定しました。当行グループの「経営理念」と「行動規範」に基づく企業活動を通じて、地域の持続的成長支援と社会的課題の解決に取り組み、国際連合が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献してまいります。

## <対処すべき課題>

当行が営業基盤とする北海道経済は、観光関連産業を中心に景況感は回復傾向にあるものの、物価高の加速や実質賃金の伸び悩みによる消費低迷の懸念、深刻化する人手不足などの下振れリスクも抱えています。また、少子高齢化を伴う人口減少の加速、後継者不在による事業所数の減少などにより、マーケットは中長期的には縮小が見込まれているほか、金融業界を取り巻く環境においても、デジタル化の急速な進展やそれらに伴う異業種の参入、CO<sub>2</sub>排出量削減をはじめとする環境課題への対応、人生100年時代と言われる老後の長期化など、外部環境の変化による多くの課題に直面しています。

このような課題を抱える環境下において、当行グループは果たすべき役割・使命を明確化した経営理念のもと、2023年度を初年度とした新中期経営計画「『新たな成長へのチャレンジ』～お客さま、地域と共に持続可能な成長を～」(計画期間2023年4月～2026年3月)を策定いたしました。この計画では3つを柱とする全体戦略を掲げ、それぞれの戦略に沿って着実に実践していくことで、北海道の未来への成長サポートと持続可能な地域社会の実現への貢献、当行グループの企業価値向上につなげてまいります。

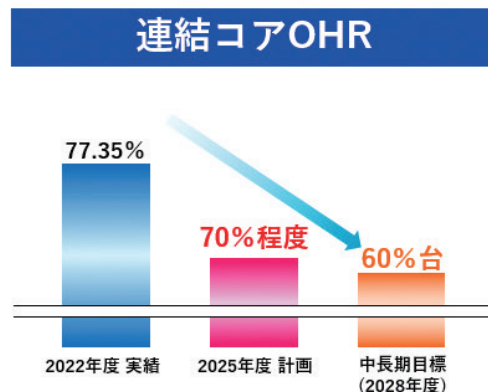
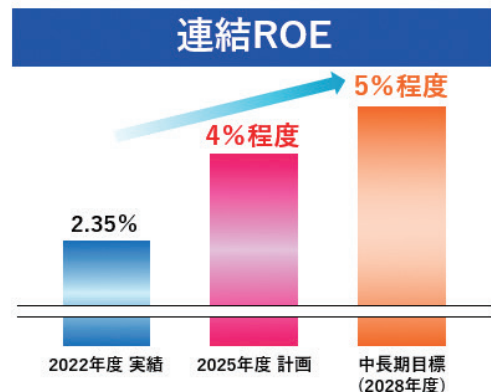
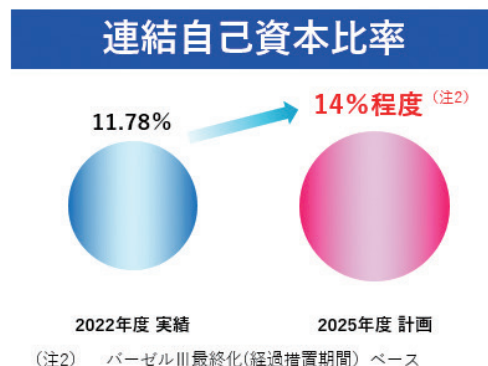
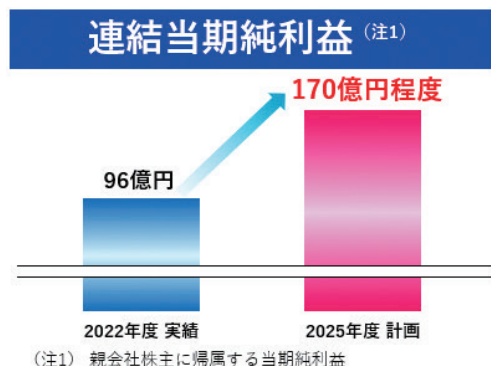
### 【中期経営計画の概要】



## 【個別戦略】

法人	事業性理解を発展させ、お客さまの事業成長の提案や成長分野への投融資促進、経営改善をサポート
個人	顧客理解に基づくコンサルティングを強化し、一人ひとりのサステナブル生活設計をサポート
地域	地域と連携した新産業・成長産業の取組みを強化し、道内投資の促進と道内消費を呼び込む
人財	「地域社会のサステナビリティを支える人財」の創出を通して、人的資本経営を実践
デジタル	窓口/後続事務のデジタル化の実現、利便性の高いサービス提供と事務効率化によるローコスト化

## 【計数計画】



## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	8,864,762	9,908,304	10,570,550	10,832,981
定期性預金	1,906,858	1,886,855	1,849,281	1,792,012
その他	6,957,904	8,021,449	8,721,268	9,040,969
貸 出 金	6,718,936	7,424,406	7,420,532	7,762,579
個人向け	1,892,023	1,960,324	2,034,867	2,136,445
中小企業向け	1,832,996	2,112,279	2,114,580	2,115,845
その他	2,993,918	3,351,803	3,271,085	3,510,288
商品有価証券	4,275	3,711	2,576	1,975
有 価 証 券	1,298,086	1,504,582	1,484,796	1,589,448
国 債	385,244	490,219	437,109	405,503
その他	912,841	1,014,362	1,047,687	1,183,944
総 資 産	9,962,798	11,823,850	13,511,805	12,485,921
内 国 為 替 取 扱 高	117,855,480	123,804,309	130,711,384	137,771,682
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 2,228	百万ドル 1,887	百万ドル 2,362	百万ドル 2,429
経 常 利 益	12,627	14,119	17,852	17,835
当 期 純 利 益	8,321	8,815	11,076	10,507
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	21円33銭	22円68銭	28円51銭	27円26銭

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## (ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況 (連結業績の状況)

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	130,717	128,277	124,461	126,734
経常利益	12,726	15,767	19,247	17,312
親会社株主に帰属する 当期純利益	7,564	9,422	11,756	9,647
包括利益	△5,969	35,241	△15,380	△9,099
純資産額	409,476	440,636	421,072	407,324
総資産	9,987,350	11,857,562	13,543,823	12,520,974

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2021年度より割賦販売取引の売上高および売上原価の計上基準を変更しており、2020年度以前については遡及適用後の数値を記載しております。

## (3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	2,686人
平均年齢	42年 11月
平均勤続年数	19年 2月
平均給与月額	395千円

(注) 1. 使用人数には、臨時雇用および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 平均給与月額は、3月の平均給与月額であります (時間外手当を含み、賞与は含んでおりません)。

	当年度末	
	国内部門	国際部門
使用人数	2,633人	53人



#### (4) 営業所等の状況

##### イ 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
北 海 道	170	(7)
東 京 都	1	(-)
合 計	171	(7)

(注) 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を3カ所、店舗外現金自動設備を391カ所設置しております。

- 当年度新設営業所  
該当ありません。
- ハ 銀行代理業者の一覧  
該当ありません。
- ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当ありません。

#### (5) 設備投資の状況

##### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	24,259
---------	--------

(注) 上記の設備投資額のうち、主な内容はシステム移行関連であります。

- 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	21,414
営業店施設等	532

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当ありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主 要 業 務 内 容	設 立 年 月 日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株 式 会 社 札 幌 北 洋 リ ー ス	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	リース業務	1989年 6月30日	百万円 50	% 100.00	—
株 式 会 社 札 幌 北 洋 カ ー ド	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	クレジット カード業務	1983年 4月1日	100	100.00	—
北洋ビジネスサービス 株 式 会 社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	銀 行 事 務 代 行 業 務	1998年 7月3日	60	100.00	—
ノースパシフィック 株 式 会 社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	信 用 保 証 業 務	1988年 6月28日	100	4.34	—
北洋証券株式会社	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	証 券 業	1938年 2月11日	3,000	100.00	—
株式会社北海道共創 パ ー ト ナ ー ズ	札幌市中央区大通西 四丁目1番地	コンサルティング業、 人材紹介業、 M&Aアドバイザリー業	2017年 9月27日	49	100.00	—

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 2. 連結される子会社および子法人等は上記6社であります。  
 3. 株式会社北海道共創パートナーズは、2023年5月1日付で札幌市中央区大通西三丁目7番地に所在地を変更しております。

## ハ 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連593（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
5. 株式会社イーネット、株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行との提携により、提携先現金自動設備の利用による、当行のお客さまの現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
6. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行および株式会社群馬銀行との間で、TSUBASAアライアンスに関する基本合意書を締結しております。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

## (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職	その他
安 田 光 春	取締役頭取（代表取締役） グループ会社統括 秘書室、リスク管理部 担当	北海道旅客鉄道株式会社 社外監 査役	
長 野 実	取締役副頭取（代表取締役） 経営企画部、デジタル・マーケティン グ部、法務コンプライアンス部、公務 金融部 担当	北海電気工事株式会社 社外取締 役 中道リース株式会社 社外監査役	
増 田 仁 志	専務取締役 本店営業部（本店長委嘱）		
進 藤 智	常務取締役 システム部、市場営業部 担当		
阿 部 勝 義	取締役 営業店サポート部（同部長委嘱）、 リテール推進部、ローン統括部、 アドバイザー部 担当		
山 田 明	取締役 法人推進部（同部長委嘱）、 ソリューション部（同部長委嘱）、 地域産業支援部、国際部 担当		
島 本 和 明	取締役（社外役員）	学校法人日本医療大学 総長	(注) 1
西 田 直 樹	取締役（社外役員）	株式会社東日本大震災事業者再生 支援機構 社外取締役	(注) 1
谷 口 雅 子	取締役（社外役員）	監査法人銀河 代表社員	(注) 1
佐々木 麻希子	取締役（社外役員）		(注) 1

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
押野 均	常勤監査役		
竹内 巖	常勤監査役	北海道電力株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社カナモト 社外監査役	
窪田 毅	常勤監査役 (社外役員)		(注) 1
和田 健夫	監査役 (社外役員)		(注) 1,2
石井 吉春	監査役 (社外役員)	株式会社苫東 代表取締役会長	(注) 1

(注) 1. 取締役島本 和明氏、西田 直樹氏、谷口 雅子氏、佐々木 麻希子氏ならびに監査役窪田 毅氏、和田 健夫氏、石井 吉春氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員であります。

2. 監査役和田 健夫氏は、過去に小樽商科大学において総務・財務担当理事を務めており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。  
各執行役員の氏名、地位および担当は、次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
小林良輔	常務執行役員	人事部審議役委嘱
石川裕也	常務執行役員	旭川中央支店長兼神楽支店長兼大雪通支店長委嘱
野際 齊	常務執行役員	監査部長委嘱
細野拓朗	常務執行役員	事務企画部担当(同部長委嘱)
織田 亨	常務執行役員	釧路中央支店長兼鳥取支店長委嘱
松岡宏治	常務執行役員	融資部担当(同部長委嘱)
栗尾史郎	常務執行役員	人事部担当(同部長委嘱)
津山博恒	常務執行役員	帯広中央支店長兼帯広西支店長兼帯広南支店長委嘱
米田和志	常務執行役員	函館中央支店長兼未広町支店長委嘱
石田裕一	執行役員	公務金融部長委嘱
水本健一	執行役員	苫小牧中央支店長兼苫小牧北支店長委嘱
宮原正宏	執行役員	東京支店長委嘱
林 和則	執行役員	北見中央支店長兼留辺蘂支店長委嘱
吉野弘隆	執行役員	リスク管理部長委嘱
山吹達也	執行役員	経営企画部長委嘱
佐橋正二	執行役員	小樽中央支店長兼手宮支店長委嘱
河瀬和也	執行役員	デジタル・マーケティング部長委嘱

(2) 会社役員に対する報酬等  
 <当事業年度に係る報酬等の総額等>

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等 の総額	報酬等の内訳		
			基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取締役 (うち社外取締役)	12名 (4名)	275 (38)	224 (38)	－ (－)	50 (－)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	61 (27)	61 (27)	－ (－)	－ (－)
計 (うち社外役員)	18名 (7名)	337 (66)	286 (66)	－ (－)	50 (－)

(注) 1. 当行は業績連動報酬および非金銭報酬として取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度を導入しており、本表では、同制度に係る費用計上額を非金銭報酬等の欄に記載しております。なお、取締役の「賞与」については、2008年度以降支給しておりません。

2. 当行の「業績連動型株式報酬制度」の内容

- (1) 本制度は、当行が拠出する取締役の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役（社外取締役を除く）に当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当行株式等」という。）の交付および給付（以下、「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。
- (2) 当行は、取締役に対し、役位に応じた「固定ポイント」と毎事業年度における業績目標の達成度に応じた「業績連動ポイント」を付与します。1ポイントは当行株式1株とし、取締役は退任時に、累積ポイントに応じた当行株式等の交付等を受けるものとします。付与するポイント数は、取締役会にて制定した「役員報酬B I P信託に関する株式交付規程」に定める、役位に応じた株式報酬基準額・業績指標・業績連動係数に基づき算定します。ただし、1事業年度あたりのポイントの総数の上限は600,000ポイントとします。
- (3) 本制度の算定の基礎として選定した業績指標は、「親会社株主に帰属する当期純利益」（ウェイト50%）と「当行単体の経常利益」（ウェイト50%）であり、当該業績指標の実績は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	2021年度	2022年度	増減
親会社株主に帰属する当期純利益	117	96	△21
当行単体の経常利益	178	178	△0

- (4) 当該業績指標として「親会社株主に帰属する当期純利益」を選択した理由は、当行の業績連動配当制度においても採用している最も重要な指標であるためであり、「当行単体の経常利益」を選択した理由は、税制面など外部環境による業績への影響を受けない指標による補完が適切であると判断したためであります。

### 3. 会社役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- (1) 2012年6月26日をもって決議があったものとみなされる第156期定時株主総会において、取締役の報酬は年額340百万円以内、監査役の報酬は年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は4名ですが、当該決議は、2012年10月1日付札幌北洋ホールディングスとの合併に伴い、取締役を14名に、監査役を5名に増員することを前提としております。
- (2) 2018年6月26日開催の第162期定時株主総会において、上記(1)とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）を対象に業績連動型株式報酬制度を導入しており、その限度額について、連続する3事業年度（ただし当初対象期間は2事業年度）からなる対象期間ごとに、300百万円（当初対象期間は200百万円）以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は9名です。
- (3) 2015年6月25日開催の第159期定時株主総会において、報酬枠（上記(1)とは別枠にて年額100百万円以内）を決議いただいた株式報酬型ストック・オプション制度につきましては、既に割り当てられているものを除いて廃止しており、2018年度以降、新規に新株予約権の付与は行っておりません。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は11名です。
- (4) 2010年6月24日をもって決議があったものとみなされる第154期定時株主総会終結の時をもって、取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は4名です。
- なお、当事業年度において、この退職慰労金を支給した役員はおりません。

### 4. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当行では、取締役会にて制定した「指名・報酬等経営諮問委員会規程」に基づき、独立社外役員が委員の過半数を占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬等経営諮問委員会にて、個人別の報酬額等を決定しております。

- (1) 指名・報酬等経営諮問委員会は、取締役会にて制定した「取締役報酬規程」に定める役位に応じた支給上限額の範囲内において、取締役が受ける個別の報酬等の方針ならびにその額および内容を決定する権限を委任されております。
- (2) これらの権限を指名・報酬等経営諮問委員会に委任した理由は、独立社外役員の適切な関与・助言の機会を確保し、取締役の個人別の報酬額等の決定における透明性・公正性を高めるためであります。



- (3) 当該委任を受けた者の氏名等（当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額等を決定した日における指名・報酬等経営諮問委員会委員の氏名等） ※（ ）内はその時点の地位等

島本 和明（委員長、社外取締役）	安田 光春（取締役頭取）	竹内 巖（取締役副頭取）
長野 実（取締役副頭取）	西田 直樹（社外取締役）	谷口 雅子（社外取締役）
佐々木 麻希子（社外取締役）	窪田 毅（社外監査役）	和田 健夫（社外監査役）
石井 吉春（社外監査役）		

### <取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等>

- イ) 当行では、取締役会にて「取締役報酬規程」「役員報酬B I P 信託に関する株式交付規程」「指名・報酬等経営諮問委員会規程」等を定め、当該方針を決定しております。
- ロ) 「取締役報酬規程」において、取締役の報酬は、取締役に相応しい優秀な人材の確保・維持ならびに、短期及び中長期的な業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能するものとし、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。
- ハ) 取締役が受ける個別の報酬等の方針ならびにその額および内容を決定する権限は指名・報酬等経営諮問委員会が有しております。取締役会は、取締役の役位に応じた支給上限額等を定めるとともに、同委員会の過半数を独立社外役員とし、その委員長を独立社外取締役とするなど、これらの権限が適切に行使されるための措置を講じており、取締役会としても同委員会の決定を尊重し、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。
- 二) 取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」と、業績向上へのインセンティブとしての「賞与」および「業績連動型株式報酬」で構成します。なお、社外取締役の報酬は、独立性および中立性を担保するため、「基本報酬」のみとします。報酬区分ごとの方針等の概要は以下のとおりであります。
- (1) 「基本報酬」
- ① 役位に応じた業務執行の役割・責任に対する「基本給」および「その他加算部分」により構成し、個別の支給額は、「取締役報酬規程」に定める役位に応じた支給上限額を上限として、指名・報酬等経営諮問委員会において決定します。
  - ② 基本報酬は毎月支給することとし、その支給日は「取締役報酬規程」に定めております。
- (2) 「賞与」
- ① 株主に対する配当を実施した場合に限り、株主総会の承認を得て支給することとしております。
  - ② 株主総会に提案する支給総額は、指名・報酬等経営諮問委員会の決定案に基づき、取締役会において決定します。
  - ③ 個別の支給額は、取締役報酬規程に定める役位に応じた支給割合を限度として、指名・報酬等経営諮問委員会において決定します。
  - ④ 株主総会にて承認を頂いた場合、その年の7月に支給することとしております。

### (3) 「業績連動型株式報酬」

- ①取締役（社外取締役を除く）の報酬と当行の業績および株主価値との連動性をより明確にし、当行の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とするものです。
- ②取締役に付与する個別のポイント数は、「役員報酬B I P 信託に関する株式交付規程」に定める役位に応じた株式報酬基準額ならびに業績指標・業績連動係数に基づき、毎事業年度における業績目標の達成度に応じて算定します。
- ③株式報酬基準額は、役位や基本報酬、全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合、業績連動割合等を考慮して決定することとしております。また、取締役の報酬の水準については、指名・報酬等経営諮問委員会において、経営環境の変化や外部の客観的データ等を勘案しながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証することとしております。
- ④原則、個別のポイントの付与は毎年6月に行い、累積ポイントに応じた当行株式等の交付等は取締役退任後に行うこととしております。その受益権確定日・交付時期等については「役員報酬B I P 信託に関する株式交付規程」に定めております。

#### <各会社社員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針等（前記の事項を除く）>

- イ) 監査役の報酬は、独立性および中立性を担保するため、固定報酬としての「基本報酬」のみとします。
- ロ) 個別の支給額は、「監査役報酬規程」に定める支給上限額を上限として、監査役の協議により決定します。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の概要
島本和明	・社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。 ・当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
西田直樹	
谷口雅子	
佐々木麻希子	
和田健夫	・社外監査役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。 ・当該賠償責任限度額は、「1,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
石井吉春	

#### (4) 補償契約

該当ありません。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当行の取締役および監査役ならびに執行役員	<ul style="list-style-type: none"><li>・当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当行が負担しております。</li><li>・当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社がてん補するものであり、1年毎に契約を更新しております。</li><li>・当該保険契約においては、てん補する額の限度額および一定の免責金額等を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。</li></ul>

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
島本和明(取締役)	学校法人日本医療大学 総長
西田直樹(取締役)	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 社外取締役
谷口雅子(取締役)	監査法人銀河 代表社員
佐々木麻希子(取締役)	該当ありません
窪田毅(監査役)	該当ありません
和田健夫(監査役)	該当ありません
石井吉春(監査役)	株式会社苫東 代表取締役会長

(注) 上記の各兼職先は、当行との間に通常の営業取引がありますが、本招集ご通知の株主総会参考書類に記載の当行独立性判断基準に定める「主要な取引先」(直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先等)に該当する先ではなく、また開示すべき特別の関係もありません。

## (2) 社外役員の名な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言の他の活動状況
島本和明 (取締役)	6年9月	当期開催の取締役会14回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「取締役会」の議長ならびに「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員長を務め、円滑な議事進行と建設的かつ深度ある議論ができる環境整備を主導しております。また、「ALM委員会」等の重要会議および代表者や監査役との意見交換会にも出席しております。</li> <li>出席した会議等において、医療分野および教育機関における経営者としての豊富な経験と専門的知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当行および地域の持続的成長に向けた建設的な議論や経営の監督に資する発言を行っております。また、部店長会議において、支店長との直接対話による意見交換を行っております。</li> </ul>
西田直樹 (取締役)	2年9月	当期開催の取締役会14回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会のほか、「ALM委員会」等の重要会議および代表者や監査役との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。</li> <li>出席した会議等において、金融行政における豊富な経験と専門的知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当行および地域の持続的成長に向けた建設的な議論や経営の監督に資する発言を行っております。ビジネスモデル作成においては、執行部門とのディスカッションを8回実施するなど、自身の経験と知見を活かした助言を行っております。また、部店長会議において、支店長との直接対話による意見交換を行っております。</li> </ul>
谷口雅子 (取締役)	2年9月	当期開催の取締役会14回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会のほか、「ALM委員会」等の重要会議および代表者や監査役との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。</li> <li>税理士や諸団体の要職を歴任した豊富な経験と財務・企業会計に関する専門的知見を活かし、経営陣から独立した立場で、財務リスク等の観点から当行の健全性確保に資する発言を行うとともに、種々の会計規則等に基づく助言と提言を行っております。また、部店長会議において、支店長との直接対話による意見交換を行っております。</li> </ul>
佐々木麻希子 (取締役)	1年9月	当期開催の取締役会14回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会のほか、「ALM委員会」等の重要会議および代表者や監査役との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。</li> <li>法曹業界における豊富な経験と専門的知見を活かし、コンプライアンスの在り方や内部監査に関する提言を行うなど、経営に対する実効性の高い監督や意思決定の妥当性確保に貢献しております。また、部店長会議において、支店長との直接対話による意見交換を行っております。</li> </ul>

(注) ALM委員会：銀行の運用戦略等（資金・収益計画、自己資本比率計画、リスク資本枠）に関する組織横断的な事項を協議、報告する会議

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
窪田 毅 (監査役)	3年9月	<p>当期開催の取締役会14回全てに出席しております。</p> <p>当期開催の監査役会16回全てに出席しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤監査役として、取締役会・監査役会のほか、「業務運営会議」「ALM委員会」等の重要会議および代表者や内部監査部門・会計監査人等との意見交換会に出席するとともに「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。</li> <li>・北海道副知事を務めた豊富な経験と専門的知見を活かし、客観的かつ実効性の高い監査を遂行するとともに、出席した会議等において、経営の健全性確保に資する発言を行っております。</li> </ul>
和田 健夫 (監査役)	2年9月	<p>当期開催の取締役会14回全てに出席しております。</p> <p>当期開催の監査役会16回全てに出席しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会・監査役会のほか、代表者や会計監査人等との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。</li> <li>・財務および大学経営に携わった豊富な経験と学識経験者としての専門的知見を活かし、客観的かつ実効性の高い監査を遂行するとともに、出席した会議等において、経営の健全性確保に資する発言を行っております。</li> </ul>
石井 吉春 (監査役)	2年9月	<p>当期開催の取締役会14回全てに出席しております。</p> <p>当期開催の監査役会16回全てに出席しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会・監査役会のほか、代表者や会計監査人等との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。</li> <li>・金融機関や事業会社経営の豊富な経験と地域・公共政策等に関する専門的知見を活かし、客観的かつ実効性の高い監査を遂行するとともに、出席した会議等において、経営の健全性確保に資する発言を行っております。</li> </ul>

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当行からの報酬等	当行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	66	—

### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

#### 4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 1,450,000,000株  
発行済株式の総数 399,060,179株

(2) 当年度末株主数 16,864名

#### (3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	37,239,600 株	9.64 %
日本生命保険相互会社	30,954,500	8.01
明治安田生命保険相互会社	30,954,000	8.01
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	23,406,800	6.06
北海道電力株式会社	23,247,000	6.02
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505223	19,633,188	5.08
大樹生命保険株式会社	11,132,000	2.88
第一生命保険株式会社	10,432,000	2.70
北洋銀行職員持株会	8,169,282	2.11
損害保険ジャパン株式会社	7,183,080	1.86

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 当行は自己株式を12,951,867株保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。

#### (4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類および種類ごとの数）
取締役（社外取締役を除く）	1人	普通株式 30,400株
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式について記載しており、退任した会社役員に対して交付した株式も含めて記載しております。

#### (5) その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	①名称：株式会社北洋銀行 第1回新株予約権 ②新株予約権の数：186個 ③目的となる株式の種類および数：当行普通株式 18,600株 ④新株予約権の行使期間：2015年7月16日から2045年7月15日まで ⑤払込金額（新株予約権1個当たり）（注）：53,300円 ⑥権利行使価額（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	2名
取締役 (社外取締役を除く)	①名称：株式会社北洋銀行 第2回新株予約権 ②新株予約権の数：358個 ③目的となる株式の種類および数：当行普通株式 35,800株 ④新株予約権の行使期間：2016年7月16日から2046年7月15日まで ⑤払込金額（新株予約権1個当たり）（注）：26,700円 ⑥権利行使価額（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての主な条件：第1回新株予約権に同じ	2名
取締役 (社外取締役を除く)	①名称：株式会社北洋銀行 第3回新株予約権 ②新株予約権の数：250個 ③目的となる株式の種類および数：当行普通株式 25,000株 ④新株予約権の行使期間：2017年7月15日から2047年7月14日まで ⑤払込金額（新株予約権1個当たり）（注）：34,800円 ⑥権利行使価額（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての主な条件：第1回新株予約権に同じ	2名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 払込金額は、当行に対する報酬債権と相殺することになっているため、実際には金銭の払込みはされておられません。

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 森本 洋平 指定有限責任社員 新村 久	81	・当行は、当監査法人に対して、米国外国口座税務コンプライアンス法および非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度にかかるアドバイザリー業務等について対価を支払っております。 ・報酬等について監査役会が同意した理由(注)3

- (注) 1. 当行と当監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、「当該事業年度に係る報酬等」には、これらの合計額を記載しております。
2. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は108百万円です。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 補償契約

該当ありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

監査役会における会計監査人の解任または不再任の決定の方針は、以下のとおりであります。

- ① 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。
- この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。
- ② 上記のほか、会計監査人の監査能力、独立性、品質管理等を総合的に勘案し、会計監査人の解任または不再任が必要と判断された場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

なお、当行監査役会は、会計監査人の解任または不再任に際しては、できるだけ早期に新たな会計監査人候補に関する情報収集および審議を行うものとし、会社法第340条第1項に基づき会計監査人を解任した場合には解任後最初に招集される株主総会までに、会計監査人の解任または不再任の議案が株主総会に提出される場合には当該株主総会までに、会社法第344条の定めに従い、新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。



**7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**  
該当ありません。

**8 特定完全子会社に関する事項**  
該当ありません。

**9 親会社等との間の取引に関する事項**  
該当ありません。

**10 会計参与に関する事項**  
該当ありません。

**11 その他**  
該当ありません。

## 第167期末（2023年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

	金 額		金 額
(資 産 部)		(負 債 の 部)	
現 預 金	2,794,929	預 当 座 預 金	10,832,981
現 預 け	106,367	普 貯 通 定 所 預 金	560,856
コ ー 入 金	2,688,562	座 通 蓄 預 金	8,085,163
買 入 金	492	期 預 金	225,268
商 品 有 価 値	8,350	他 の 預 金	11,600
商 品 有 価 値	1,975	預 金	1,792,012
商 品 有 価 値	192	預 金	158,080
商 品 有 価 値	1,782	預 金	186,291
有 価 値	1,589,448	預 金	10,964
有 価 値	405,503	預 金	9,484
有 価 値	574,709	預 金	928,763
有 価 値	49,999	預 金	928,763
有 価 値	337,452	預 金	152
有 価 値	139,075	預 金	1
有 価 値	127,708	預 金	150
有 価 値	7,762,579	預 金	44,325
有 価 値	12,357	預 金	569
有 価 値	159,191	預 金	3,117
有 価 値	6,936,347	預 金	1,943
有 価 値	654,682	預 金	2,882
有 価 値	6,991	預 金	13,901
有 価 値	6,928	預 金	3,875
有 価 値	62	預 金	3,026
有 価 値	195,673	預 金	15,009
有 価 値	734	預 金	1,353
有 価 値	3,300	預 金	155
有 価 値	5,446	預 金	1,013
有 価 値	18,641	預 金	1,149
有 価 値	3,408	預 金	358
有 価 値	164,143	預 金	6,907
有 価 値	70,622	預 金	1,809
有 価 値	28,917	預 金	68,828
有 価 値	31,689	預 金	12,094,538
有 価 値	3,026	預 金	121,101
有 価 値	1,695	預 金	50,015
有 価 値	5,293	預 金	50,001
有 価 値	21,873	預 金	14
有 価 値	21,512	預 金	181,928
有 価 値	361	預 金	8,774
有 価 値	1,249	預 金	173,154
有 価 値	68,828	預 金	914
有 価 値	△37,094	預 金	172,239
有 価 値	12,485,921	預 金	△3,805
有 価 値	12,485,921	預 金	349,239
有 価 値	12,485,921	預 金	38,564
有 価 値	12,485,921	預 金	3,550
有 価 値	12,485,921	預 金	42,115
有 価 値	12,485,921	預 金	28
有 価 値	12,485,921	預 金	391,383
有 価 値	12,485,921	預 金	12,485,921

# 第167期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金 額
経 資 貸 有 コ 預 そ 役 受 そ 外 国 金 そ 債 株 そ 経 資 預 讓 コ 売 債 借 そ 支 そ 商 国 営 そ 経 特 特 固 固 減 シ 税 法 法 法 当	常 運 用 収 入	103,119
	金 利 息 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	71,494
	出 証 書 の 取 引 代 金 の 取 引	57,686
	他 の 債 権 の 取 引	11,057
	当 利 息 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	7
	利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	2,570
	利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	173
	利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	24,024
	利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	6,215
	利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	17,809
	利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	2,017
	利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	311
	利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	560
	利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	78
	利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	1,060
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	7	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	5,582	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	0	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	3,173	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	2,409	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	85,284	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	1,582	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	125	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	10	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	△32	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	537	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	298	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	641	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	1	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	12,647	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	577	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	12,070	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	685	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	10	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	557	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	117	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	63,835	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	6,533	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	4,694	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	8	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	681	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	1,148	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	17,835	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	25	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	1,526	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	226	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	302	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	998	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	16,333	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	5,913	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	△87	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	5,826	
利 配 金 受 取 手 務 引 替 券 商 業 債 権 の 取 引	10,507	

## 第167期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	2,796,033	預 金	10,828,182
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	492	譲 渡 性 預 金	174,937
買 入 金 銭 債 権	8,350	売 現 先 勘 定	10,964
商 品 有 価 証 券	1,992	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	9,484
有 価 証 券	1,588,951	借 用 金	941,784
貸 出 金	7,703,573	外 国 為 替	152
外 国 為 替	6,991	そ の 他 負 債	64,790
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	57,203	賞 与 引 当 金	1,516
そ の 他 資 産	235,340	株 式 給 付 引 当 金	155
有 形 固 定 資 産	72,266	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,366
建 物	28,986	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,149
土 地	31,694	ポ イ ン ト 引 当 金	364
リ ー ス 資 産	1,883	特 別 法 上 の 引 当 金	19
建 設 仮 勘 定	1,695	繰 延 税 金 負 債	8,143
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	8,006	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,809
無 形 固 定 資 産	21,996	支 払 承 諾	68,828
ソ フ ト ウ ェ ア	21,627	負 債 の 部 合 計	12,113,649
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	368	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	764	資 本 金	121,101
繰 延 税 金 資 産	943	資 本 剰 余 金	74,751
支 払 承 諾 見 返	68,828	利 益 剰 余 金	167,891
貸 倒 引 当 金	△42,755	自 己 株 式	△3,800
資 産 の 部 合 計	12,520,974	株 主 資 本 合 計	359,943
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	40,209
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,550
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△377
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	43,382
		新 株 予 約 権	28
		非 支 配 株 主 持 分	3,970
		純 資 産 の 部 合 計	407,324
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	12,520,974

第167期 (2022年4月1日から  
2023年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目							金 額	
経	常	運	用	収	収	益		126,734
資	金	出	金	利	配	息	69,400	
貸	価	証	利	息	当	金	57,412	
有	一	口	一	及	買	手	9,236	
コ	ル	ン	利	金	入	形	7	
預	の	け	金	受	入	利	2,571	
そ	の	他	の	受	入	利	173	
役	務	取	引	等	収	益	27,154	
そ	の	他	業	務	収	益	24,603	
そ	の	他	経	常	収	益	5,575	
償	却	債	権	取	立	益	0	
そ	の	他	の	経	常	収	5,575	
経	常	調	達	費	用	用		109,422
資	金	金	金	利	息	息	1,615	
預	讓	性	預	金	利	息	125	
コ	一	マ	一	及	渡	手	10	
売	ル	ネ	利	先	売	形	△32	
債	券	現	息	先	利	息	537	
借	の	借	取	引	支	払	298	
そ	の	用	金	金	利	息	674	
役	務	取	の	支	払	利	1	
そ	の	他	引	業	費	用	11,355	
營	の	業	業	務	費	用	21,121	
所	の	他	経	常	費	用	67,398	
貸	倒	引	当	金	繰	入	7,931	
そ	の	他	の	経	常	費	5,266	
経	常	別	利	利	益	益	2,665	17,312
特	定	資	産	処	分	益		25
特	定	別	産	損	分	失	25	
固	定	別	産	処	分	損	226	1,527
減	ス	テ	ム	移	行	関	302	
シ	ス	テ	ム	移	行	関	998	
税	金	等	調	整	前	当		
法	人	税	、	住	民	税		
法	人	税	、	住	民	税		
法	人	税	、	住	民	税		
当	期	純	利	合	計	益	6,604	15,810
非	支	配	株	主	に	帰	△38	
親	会	社	株	主	に	帰		
	社	株	主	に	帰	属		6,566
	株	主	に	帰	属	す		9,243
	株	主	に	帰	属	す		403
	株	主	に	帰	属	す		9,647

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社北洋銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
札幌事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	本	洋	平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新	村		久

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北洋銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第167期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社北洋銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
札幌事務所

指定期限責任社員	公認会計士	森	本	洋	平
業務執行社員					
指定期限責任社員	公認会計士	新	村		久
業務執行社員					

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北洋銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北洋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第167期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
    - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社北洋銀行 監査役会

常勤監査役	押野	均	㊟
常勤監査役	竹内	巖	㊟
常勤社外監査役	窪田	毅	㊟
社外監査役	和田	健夫	㊟
社外監査役	石井	吉春	㊟

以上

# 株主総会会場のご案内

会場

札幌市中央区北1条西6丁目3番1号（道庁南側）  
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「鳳凰」



## 交通のご案内

### JR

札幌駅から徒歩7分

### 地下鉄

大通駅から徒歩5分

札幌駅前通地下歩行空間

8番出口から徒歩3分

お願い：当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

